

平成 20 年第 2 回
城里町議会定例会会議録

平成 20 年 6 月 10 日 開会
平成 20 年 6 月 13 日 閉会

城里町議会

平成20年第2回 城里町議会定例会会議録

告示	1
会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

日時	3
応招並びに不応招議員	3
出席並びに欠席議員	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
議事日程	4
本日の会議に付した事件	5
開会	6
・ 町民憲章唱和	6
・ 感謝状伝達	6
・ 議長あいさつ	7
・ 議員の出欠	7
・ 開会の宣告	7
・ 開議の宣告	8
・ 諸般の報告	8
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	10
・ 町長あいさつ	10
・ 承認第1号 上程、提案理由説明	11
・ 承認第2号 上程、提案理由説明	11
・ 承認第3号 上程、提案理由説明	12
・ 承認第4号 上程、提案理由説明	12
・ 承認第5号 上程、提案理由説明	13
・ 承認第6号 上程、提案理由説明	13
・ 承認第7号 上程、提案理由説明	14
・ 承認第8号 上程、提案理由説明	15
・ 議案第37号 上程、提案理由説明	15

・ 議案第38号 上程、提案理由説明	15
・ 議案第39号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第40号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第41号 上程、提案理由説明	17
・ 議案第42号 上程、提案理由説明	17
・ 議案第43号 上程、提案理由説明	17
・ 議案書差しかえ	18
・ 議案第44号 上程、提案理由説明	18
・ 日程変更	19
・ 採決	19
・ 議案第45号 上程、提案理由説明	19
・ 日程変更	20
・ 採決	20
・ 陳情第3号 委員会付託	20
・ 一般質問	21
6番 小林祥宏君	21
3番 阿久津則男君	26
5番 飯村吉伊君	40
4番 桐原健一君	46
7番 玉川台俊君	52
・ 散会の宣告	68
散会	68

会 議 録 第 2 号

日時	69
応招並びに不応招議員	69
出席並びに欠席議員	69
説明のため出席した者の職氏名	69
職務のため出席した者の職氏名	70
議事日程	70
本日の会議に付した事件	71
開議	72
・ 議員の出欠	72
・ 開議の宣告	72

・承認第1号 質疑	72
・承認第2号 質疑	73
・承認第3号 質疑	73
・承認第4号 質疑	73
・承認第5号 質疑	73
・承認第6号 質疑	74
・承認第7号 質疑	74
・承認第8号 質疑	74
・議案第37号 質疑	74
・議案第38号 質疑	74
・議案第39号 質疑	74
・議案第40号 質疑	75
・議案第41号 質疑	75
・議案第42号 質疑	75
・議案第43号 質疑	75
・討論	75
・採決	77
・陳情第3号 委員会報告、採決	80
・報告第11号ないし報告第19号	81
・町長あいさつ	81
・閉会の宣告	82
閉会	82

平成20年城里町告示第48号

平成20年第2回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年5月30日

城里町長 金 長 義 郎

1. 日 時 平成20年6月10日(火)午前10時

2. 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成20年第2回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	6月10日	火	本会議	開会 提案理由説明 陳情委員会付託 一般質問 散会
2	6月11日	水	休会	議案調査
3	6月12日	木	休会	議案調査
4	6月13日	金	本会議	開議 議案質疑、討論、採決 陳情、報告 閉会

第 1 日 6 月 1 0 日 (火 曜 日) 本 会 議

平成20年第2回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成20年6月10日 午前10時03分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

教 育 長	三 村 亮 一
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	横 田 栄 子
保 険 課 長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成20年6月10日(火曜日)

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて(城里町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて(城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて(城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて(平成19年度城里町一般会計補正予算第5号)

- 日程第7 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）
- 日程第8 承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算第5号）
- 日程第9 承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）
- 日程第10 承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第11 議案第37号 城里町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第39号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第40号 字の区域の変更について
- 日程第15 議案第41号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第42号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第43号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第45号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 陳情第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書
- 日程第21 報告第11号 城里町地域福祉計画書
- 日程第22 報告第12号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第23 報告第13号 城里町健康づくり推進協議会規則の一部を改正する規則
- 日程第24 報告第14号 城里町健康診査等実費徴収規則の一部を改正する規則
- 日程第25 報告第15号 平成19年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第26 報告第16号 平成19年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第27 報告第17号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第28 報告第18号 平成19年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第29 報告第19号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

承認第1号
承認第2号
承認第3号
承認第4号
承認第5号
承認第6号
承認第7号
承認第8号
議案第37号
議案第38号
議案第39号
議案第40号
議案第41号
議案第42号
議案第43号
議案第44号
議案第45号
陳情第3号
一般質問

午前10時03分開会

町民憲章唱和

議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（鯉淵秀雄君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

感謝状伝達

議長（鯉淵秀雄君） ここで、開会に先立ち、感謝状の伝達を行います。

このたび、全国町村議会議長会から、小林 宏議員に感謝状が贈られております。
それでは、小林 宏議員、壇上にご登壇願います。

〔18番小林 宏君登壇〕

議長（鯉淵秀雄君）

感謝状

小林 宏殿

あなたは、茨城県町村議会議長会会長として、本会使命達成に尽力された功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝の意を表します。

平成20年3月27日

全国町村議会議長会会長 原 伸一

代読です。

おめでとうございます。

〔感謝状授与・拍手〕

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、感謝状の伝達を終了いたします。

議長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） 平成20年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議であります。提出されました諸議案は、専決処分、条例の一部改正及び平成20年度補正予算などであります。よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、夏の軽装クール・ビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくお願いをいたします。

議員の出欠

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員数は18名です。

開会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（鯉淵秀雄君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） それでは、3月、4月、5月の諸般のご報告を申し上げます。

まず、3月でございます。

17日、月曜日、城里町地域福祉計画策定委員会が第2庁舎会議室で行われました。小林議長、三村教育民生常任委員長出席でございます。

18日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で行われました。鯉淵議員出席でございます。

同日、城里町開発公社理事会が本庁舎会議室で開催されました。小林議長、鯉淵議員出席でございます。

25日、火曜日、城里町教育委員会委員任命式が本庁舎会議室で行われました。鯉淵議長出席でございます。

同日、水戸地方農業共済事務組合議会全員協議会及び定例会が茨城町本所で行われました。小林祥宏議員、飯村議員、桐原議員出席でございます。

同じく農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

31日、月曜日、教職員定期人事異動辞令交付式がコミュニティセンター城里で行われました。鯉淵議長出席でございます。

同日、町職員辞令交付式が同じくコミュニティセンター城里で開催されました。議長出席でございます。

次に、4月でございます。

1日、町職員辞令交付式がコミュニティセンター城里で開催されました。議長出席でございます。

同日、教職員定期人事異動辞令交付式がやはり同じくコミュニティセンター城里で開催されました。議長が出席でございます。

15日、火曜日、城里町観光協会理事会がコミュニティセンター城里で開催されました。議長出席でございます。

16日、水曜日、農業委員会運営委員会がコミュニティセンター城里で開催されました。

三村副議長出席でございます。

18日、金曜日、平成20年度区長会議がコミュニティセンター城里で開催されました。議長が出席してございます。

21日、月曜日、例月出納検査が本庁舎委員会室で開催されました。小林宏議員出席でございます。

25日、金曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

同日、市町村長・市町村議会議長会議が県庁の講堂で開催されました。三村副議長出席でございます。

30日、水曜日、平成20年度東茨城郡町村議会議長会定期総会が茨城町役場で開催されました。正副議長出席してございます。

次に、5月でございます。

12日、月曜日、城北地方広域事務組合議会臨時会がコミュニティセンター城里で開催されました。阿久津尚一議員、根本議員、小松崎議員、寺田議員、南條議員、桐原議員、関議員が出席してございます。

15日、木曜日、例月出納検査が本庁舎委員会室で開催されました。小林宏議員出席でございます。

20日、火曜日、第33回町村議会議長副議長合同研修会が東京都のメルパルクホールで開催されました。正副議長出席してございます。

21日、水曜日、城里町観光協会総会がコミュニティセンター城里で開催されました。産業建設常任委員長出席でございます。

26日、月曜日、城里町開発公社理事会が本庁舎会議室で開催されました。議長及び小林宏議員出席してございます。

28日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

28日、平成20年度第2回町村議会議長会定例会が県市町村会館で開催されました。議長出席でございます。

同日、城里町商工会通常総代会がコミュニティセンター城里で開催されました。議長及び産業建設常任委員長出席してございます。

29日、水戸地方建物農機具共済推進協議会通常総会が茨城町の本所で開催されました。飯村議員出席でございます。

以上、3月、4月、5月の諸般の報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（鯉淵秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

7番 玉川台俊君

8番 南條治君

9番 杉山清君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（鯉淵秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） それでは、去る6月3日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます承認8件、議案9件、陳情1件、報告9件、合わせて27件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から6月13日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月13日までの4日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月13日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人4名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、

これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は平成20年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより、議員各位には、町政発展のためにご尽力をいただいておりますことを心から感謝を申し上げる次第であります。

本定例議会にご提案申し上げる案件は、承認8件、議案9件、その他報告事項であります。どうかよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）

議長（鯉淵秀雄君） これより、日程第3、承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第1号の提案理由について申し上げます。

専決処分第1号城里町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてですが、国において、地方税法の一部が改正され施行されたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成20年5月1日から施行したものであります。

主な改正点は、町民税において、法人住民税の均等割の非課税範囲の拡大、寄附金税額控除の創設、65歳以上の老齢基礎年金等を受給している者の公的年金等に係る特別徴収制度の創設、固定資産税においては、高齢者等が居住する住宅の改修工事等に伴う減額規定に、熱損失防止改修工事を追加し、さらに、軽減税率の期間の延長及び関係文言を改正したものであります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第4、承認第2号 専決処分第2号の承認を求めるこ

とについて（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第2号 専決処分第2号城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法等の一部が改正され、特定健康診査と保健診査の制度が創設されたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成20年4月1日から施行したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第5、承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第3号 専決処分第3号城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、健康保険法及び地方税法等の一部が改正され施行されたため、町条例の一部を改正し、平成20年5月1日から施行したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成19年度城里町一般会計補正予算第5号）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第6、承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成19年度城里町一般会計補正予算第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第4号 専決処分第4号平成19年度城里町一般会計補正予算第5号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,483万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,650万7,000円

としたものです。

歳入では、町税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、財産収入及び諸収入を追加し、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費を追加し、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び公債費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第7、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第5号 専決処分第5号平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,059万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,908万7,000円としたものです。

歳入では、共同事業交付金及び繰入金を追加し、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金及び諸収入を減額したものです。

歳出では、諸支出金を追加し、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、保健事業費及び予備費を減額したものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ907万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,893万9,000円としたものです。

歳入では、県支出金を追加し、診療収入及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算第5号）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第8、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算第5号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第6号 専決処分第6号平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算第5号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,839万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,012万1,000円としたものです。

歳入では、支払金交付金を追加し、国庫支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、医療諸費、諸支出金及び予備費を減額したものです。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第9、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第7号 専決処分第7号平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,959万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,403万円としたものです。

歳入では、国庫支出金及び県支出金を追加し、支払基金交付金、繰入金及び繰越金を減額したものです。

歳出では、基金積立金を追加し、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を減額したものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ567万5,000円としたものです。

歳入では、サービス収入を追加したものです。

歳出では、諸支出金を追加し、サービス事業費を減額したものです。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認を求めることについて（平成 19 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第 10、承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認を求めることについて（平成 19 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第 8 号 専決処分第 8 号平成 19 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 210 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,930 万 6,000 円としたものであります。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料を追加し、繰入金を減額したものです。

歳出では、公債費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 37 号 城里町監査委員条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第 11、議案第 37 号 城里町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第 37 号 城里町監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部を除いて平成 20 年 4 月 1 日から施行され、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにこれら算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付する規定が創設されたことに伴い、改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第 38 号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第12、議案第38号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第38号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今般の副町長の人事について、短期間で辞任したことに對して、長として深慮し、長の給与を30%減額するため改正をするものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第39号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第13、議案第39号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第39号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。医療構造改革に伴い、高齢者保健福祉計画策定委員会及び介護保険事業計画策定委員会の名称を変更するため改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第40号 字の区域の変更について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第14、議案第40号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第40号 字の区域の変更についてであります。県営畑地帯総合整備事業飯富岩根地区の土地改良事業が施行されたことに伴い、字の区域の一部を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり

ます。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第41号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第15、議案第41号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第41号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,555万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,555万6,000円とするものです。

歳入では、県支出金、繰越金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、農林水産業費、土木費、消防費及び教育費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第42号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第16、議案第42号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第42号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ117万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,703万7,000円とするものです。

歳入では、療養給付費等交付金を追加するものです。

歳出では、保険給付費を追加するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第43号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第17、議案第43号 平成20年度城里町公共下水道事業

特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第43号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億908万6,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び町債を追加するものです。

歳出では、下水道事業費を追加するものです。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案書差しかえ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、お諮りいたします。

ただいま町長より日程第18、議案第44号及び日程第19、議案第45号について議案書を差しかえたいとの申し出がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（鯉淵秀雄君） 日程第18、議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第44号 城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております城里町大字磯野284番地、小林利信さん、城里町大字孫根511番地、青柳輝夫さん、城里町大字塩子2824番地、仲田一司さんを再任するものであります。

3名とも性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であります。よって、地方税法第423条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

日程変更

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第44号を先議したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号を先議することに決定しました。

採 決

議長（鯉淵秀雄君） これより議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 人権擁護委員の推薦について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第19、議案第45号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第45号 人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い、委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

城里町大字阿波山902番地の2、和田雅治さん、城里町大字下阿野沢197番地、小田部昌平さんを推薦するものであります。

お二人とも人格、識見高く、広く社会の実情に通じているとともに、人権擁護に理解が深く、委員として最適任者と考えますので、推薦するものであります。

どうかご審議の上、ご推薦を賜りますようお願いを申し上げます。

日程変更

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第45号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号を先議することに決定しました。

採 決

議長（鯉淵秀雄君） これより議案第45号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

陳情第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第20、陳情第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書の取り扱いについてを、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと存じます。13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） 議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第3号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第3号の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、陳情第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書については教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いするものであります。議長においてお諮り願います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） ここで、お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の発言のとおり、陳情第3号については教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号については所管の教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

議長（鯉淵秀雄君） これより一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、6番小林祥宏君の発言を許可いたします。

6番小林祥宏君。

〔6番小林祥宏君登壇〕

6番（小林祥宏君） 6番小林祥宏でございます。

先般通告しておりました一般質問をいたします。

質問事項の要旨は農業の振興対策でございます。どうか明快な答弁をお願いするものでございます。

農家では、田植えも終わりほっと一息、一段落というところかと思えます。どうかことしも豊作になることを願うものでございます。

それでは、まず第1点ですが、平成19年度から農水省が導入した品目横断的経営安定対策、そして、今年度においては、水田経営所得安定対策に変わったが、町長はこの対策にどう取り組んでいくのか。

言うまでもなく、農は産業の原点であります。我が城里町の基幹産業は農業であり、議論するまでもなく明白であります。このような中で、農業従事者の高齢化により、耕作放棄地が年々増していく状況であります。そこで、国の政策であります集落営農であれば20ヘクタール以上、認定農業者であれば4ヘクタール以上を対象にしておりますが、これに満たない農家にどのように指導していくのか。

また、米の安定した価格のため、毎年生産目標を立て実施しておりますが、新聞の報道によりますと、県では昨年、44市町村のうち、日立市、土浦市、筑西市など14市町村が達成していると出ておりました。我が城里町では、その生産目標数量はどのように達しているのかお伺いをいたします。

次に、第2点であります。那珂川沿岸農業水利事業を実施しておりますが、現在の進捗状況、さらに今後の計画について伺います。

まず、事業の関係市町村の構成、そして、全体の受益面積、受益者数、総事業費は幾らなのか。

それから、平成4年度から補助水源として今施工中であります御前山ダム建設が実施さ

れておりますが、この件についてもご説明願いたいと思います。

また、那珂川沿岸農業水利事業と並行して霞ヶ浦導水事業が行われておりますが、この用水、那珂川でクリアできるのか懸念されますが、この関係はどうかお伺いいたしまして、第1回の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 小林祥宏議員からの一般質問であります。第1点目の農業振興対策のうち、品目横断的経営安定対策が水田経営安定対策と変わったが、町長はこの対策をどう取り組んでいくかということであります。

これにつきましては、品目横断的経営安定対策、それが今回、水田経営安定対策に変わったということですが、中身としてはほとんど引き続きの政策であり変わっていないと、そういうふうに思っております。

確かに今、食料問題につきましては、ここ1年ぐらい国際的にも非常にさま変わりをしているというふうな状況であります。需要と供給のバランスがとれていない。ありそうでもやはり飢餓に苦しんでいる地域もあると。そういう中で非常に農業についても重要な時期に立っておると思います。

これにつきましては、いわゆる認定農業者と業として自立していく農業者、そういうものを確立していく。また、小規模農家に対しては、集落営農等によってそれらをまとめていくと、そういう政策であります。やはり業として立つ、それから、もう一つは小規模農業、城里地域等については小規模農業に入る農家がかなりの数あると思います。やはりそういう中では、直売センターとか、そういうものを通じながら振興も図っていくと。そういうことも大事なことではないかと私は思っております。

平成20年度の生産調整の目標数量であります。本町においては、平成19年度は4,408トンというふうなことでありましたが、生産目標数量を達成したところであります。平成20年度については若干減りまして、4,310トンというふうな生産目標が示されております。これについては現在取りまとめ中ではありますが、できるだけそれらの目標に到達するように、JA等とも連絡協調を図りながら取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、那珂川沿岸農業水利事業の件であります。これにつきましては、8市町村が関係してあるわけでありまして、水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、城里町、大洗町、東海村、それらが受益地域であります。総面積5,544ヘクタールということで計画をしておりますが、受益者総数が1万2,651人ということで、事業費が603億円を予定をして、現在進められておるところであります。

現在までの進捗状況につきましては、いわゆる御前山ダムの堤体工事については、今月の末ごろにほぼ堤頂まで到達して、完成をする予定になっております。

管路工事等につきましては、全体97キロ予定をしておりますが、まだ20キロぐらいということで、20%強ぐらいしか進捗をしていないというふうな状況であります。

次に、この事業と霞ヶ浦導水事業との関連であります。この那珂川沿岸の農業水利事業と国土交通省が霞ヶ浦導水事業を行っておりますが、これとの関連というものは直接の関連はございません。

以上であります。

議長（鯉淵秀雄君） 6番小林祥宏君。

6番（小林祥宏君） それでは、第2回目の質問をいたします。

まず、（1）の水田経営安定対策についてでございますが、認定農業者4ヘクタール以上と集落営農20ヘクタール以上、平成19年度の実績、そして、平成20年度の実施内容についてご説明を願いたいと思います。

それから、先般の定例会で飯村議員からも質問なされましたが、これからの農業について、行政、農協、農業者がワンフロアでの事業の展開がベターではと思うが、これについてどのような考えをしているのか、町長に再度お伺いをいたしたいと思います。

次に、那珂川沿岸農業水利事業についてですが、ただいまの経費、総事業費603億円という内訳でございます。これについて、国、県、市町村、算出基準、なお、城里町の負担金についてを伺いたいと思います。

予算書をちょっと調べたら、平成17年度は1,990万4,000円、平成18年度が1,751万4,000円、平成19年度1,750万9,000円、平成20年度は1,751万3,000円ですが、今後の負担金はどういうふうになっていくのか、その推移。これから長期にわたる事業だとは承知しておりますが、今後見直しはあるのか。そして、おおむね事業完成はいつなのか。この事業に伴って畑地基盤整備の計画があるのか。

以上、第2回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） それでは、小林議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、認定農業者、集落営農4ヘクタール、20ヘクタールの平成19年度、平成20年度の実績につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

平成19年度、品目横断的経営安定対策につきましては、認定農業者17件、集落営農組織3件、平成20年度、水田経営安定所得対策につきましては、認定農業者が14件、集落営農組織が3件でございます。

それと、行政、農業、受益者が一体となったワンフロアでの事業を早期にできないかというご質問でございますが、これにつきましては、町長のほうからお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、那珂川沿岸関係につきまして、総事業費の内訳でございますが、事業費の算出

につきましては、ダムについては、国が30分の20、県が30分の7、町が30分の3、地元はゼロでございます。

機場用水路につきましては、国が30分の20、県が30分の6、町が30分の3、地元が30分の1でございます。

それと、町の負担金でございますが、平成20年度につきましては1,751万3,000円ということでございます。これの算定基礎につきましては、面積割が62.35%、水量割が37.65%でございます。城里町のパーセンテージにつきましては、常北地区が4.48%、桂地区が2.72%の7.2%でございます。城里町の受益面積でございますが462.1ヘクタール、常北地区につきましては291.4ヘクタール、水田が2.6ヘクタール、畑が288.8ヘクタールでございます。桂地区につきましては170.7ヘクタール、水田が21.7ヘクタール、畑が149ヘクタールでございます。

今後、6土地改良区が編入されるということになっておりますので、面積等につきましては、常北地区の土地改良につきましては、東部土地改良区と桂土地改良区合わせまして404ヘクタールが編入になる予定でございます。

事業の見直しにつきましては、今話ししましたとおり、現在、ダム用水路について、工法等の変更により計画変更該当する見直し作業中でございます。また、那珂川取水6土地改良区、3,800ヘクタールの編入要望を受けておりますので、一体的な変更計画を現在検討しているところでございます。

今後の負担金につきましては、受益面積が変更になる関係から、負担金の増が予想されるかと思えます。

事業の完成はいつかということでございますが、平成26年度で完成する予定でしたが、4年間延長になりまして、平成30年が完成予定となっております。

それと、畑地の基盤整備の予定ということでございますが、今のところ予定はございません。現在、飯富岩根地区の畑地帯総合整備事業を実施して、111ヘクタールのうち78ヘクタール整備をしているところでございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） いわゆる農協と行政が一体となって、これらの農業政策といいますが、特に生産目標の達成のためにワンフロア化ということで、これはJA水戸と茨城中央からもそういう要請といいますが、お話もあります。そういう中で、端的に申し上げると、職員を農協と一緒に出していただいて、それらの減反、以前なら減反なんです、昨年からいわゆる生産目標といいますが、それを達成するためにやっぴいこうという申し入れはございます。

それらについては、私としましては、JA水戸と茨城中央と2つあるわけで、その辺の調整をしていかなければならないのかなということでもありますので、職員を出すとか出さ

ないとかそういう問題ではなくて、いわゆる農業の問題、それから米の問題、そういうものを農協と一緒に考えていくというようなことで、連絡調整会議といいますか、そういうものを2つの農協と行政と一緒に考えていくようなそういう集まりといいますか、組織、そういうもののほうがより現実的なのかなと、そういうふうな感じを持って進めていこうというふうな考えを持っておるところであります。

議長（鯉淵秀雄君） 6番小林祥宏君。

6番（小林祥宏君） 最後の質問になります。ただいまワンフロアということで、精いっぱい三位一体というか、そういう連携プレーを密にして事業を展開していただきたいと思えます。

本当に農業というのは難しいということは、もう皆さんご承知のとおりでございます。「農業」という字を分解していくと、「曲がって、たつ、わざ」と解します。また、百姓をひらがなで上から読むと「ひやくしょう」、まさにそのとおりかと私は思えます。このような農業の振興対策は非常にシビアであると思えますが、しっかりと取り組んで所期の目的が達成するよう執行していただきたいと思えます。

これは昔の言葉でございますが、「農業が栄えれば商店街も栄える、農は万年をことほぐためのごとく」といわれましたが、町長は現在でもこの言葉は生きているかどうかお聞かせ願います。

また、日本では、食料自給率、カロリーベースが40%を切っているわけでございます。諸外国に依存しているというのはご承知のとおりでございます。私、昨日、散歩方々早朝NHKのラジオを聞いておりましたんですが、ワールドレポートにおいて、あれは南アフリカ、ケニアだったと思えますが、発展途上国の学校給食の現況取材したことについて放送しておりました。それは、学校給食のとき、13歳の子供がにこにこしながら給食を半分しか食べなかった。それで、取材に当たった担当者がなぜ食べないのと言ったら、この半分はプラスチックへ入れて、家で弟や妹が待っているからとの答えでした。その言葉を聞いたとき、私も胸が本当に痛んだ次第でございます。改めて食料の大切さを感じた次第でございます。

そういうことから、これちょっと町長の見解をお聞きしたいんですが、先般6月3日、自民党内で町村官房長官が、米の作付面積を制限する生産調整、いわゆる減反を見直す考えを示したことについて、町長の見解を伺いまして、質問を終了いたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） 第1点目のほうから、私の私見になるかと思えますが、お答えを申し上げたいと思えます。

いわゆる農業が栄えれば商業も栄えるというふうな考えですが、やはり日本民族は農耕民族から成り立っていて、城里地域等についても、大なり小なり何らか農業と関連があって、今までの成り立ちができてきたという中でのことでもありますので、やはり農業が盛ん

になる、それがやはり商業地域の消費にもつながっていくと。お互いやはりそういう中で農業、商業、工業、そういうものがリンクされて地域が発展していくんではないかと思っております。そういう意味でも、やはり農業の振興ということは大事なことでありと認識をしております。

それから、米の作付の問題で、町村官房長官の発言であります、いわゆる米を生産調整しなくて今まで生産をしていて、今度は今の状況になってきて輸出をしないと、そういう国が出てきたんでそういう発言になったのかなと私は思っておりますが、個人的な見解としては、やはり日本で米をどんどんつくっていくということになると、価格の面で太刀打ちができるのかどうかと。それらの基盤がしっかりしていないと、かえって国際競争に負けて、安い米がどんどん入ってくる。その反対に、また生産過剰になれば価格が下落するかもということで、生産調整というものは、私はある程度必要ではなからうかと、そういうふうに考えておるところであります。

6番（小林祥宏君） ありがとうございます。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、6番小林祥宏君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、3番阿久津則男君の発言を許可いたします。

3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

3番（阿久津則男君） 3番阿久津則男でございます。

通告順に従いまして、質問してまいります。

まず、デマンド交通ふれあいタクシーについてであります、私は、2年前のこの6月の議会で、ふれあいタクシー事業が始まる前に一般質問をいたしました。ふれあいタクシーが始まって1年半たつわけでございますが、利用者、運営者、委託業者といろいろな面から改善の必要があるのではないかと思います、質問いたします。

まず、1番目ですが、利用券を使用しているわけですが、この理由、目的は何かをお伺いいたします。

2番目、利用券は高齢者に対し、紛失、あるいはしまい忘れなどが発生し、サービスの低下になると思いますが、この利用券を廃止し、現金化する考えはないかどうかをお伺いいたします。

3番目、利用者が今1日70人と、順調にふえているわけですが、ご存じのとおり、この原油高ということがありまして、委託業者との契約内容に支障はないかどうかをお伺いいたします。

4番目、3台のタクシーで対応しているわけですが、万が一事故、あるいは故障が起きた場合にはどのような対応をとっているのかをお伺いいたします。

5番目、委託業者、そして、オペレーター側から見て、利用者に対し急遽キャンセルなど、いろいろな面で利用上の注意事項はあるのかどうかをお伺いいたします。

6番目、町の診療所に利用者が複数で乗り合わせた場合、車の燃料などロスが少ないと思いますので、片道300円を往復300円にすることができないかどうかをお伺いいたします。

次に、森林湖沼環境税についてであります。この森林湖沼環境税の導入は、今年度から5年間、県北地域や筑波山周辺の森林、平地林、里山林などの緑、そして、霞ヶ浦を初めとする湖沼、河川など、豊かな自然環境を守るために導入されたと聞いております。予算的には年間16億円、5年間で80億円をかけ、森林の保全、整備を推進し、湖沼、河川において水質保全のための対策を行うものであると聞いておりますが、そこでお伺いいたします。

1番目、この課税される人、課税されない人、これらに対しては住民に対し、この環境税について十分な説明がしてあるのかどうかをお伺いいたします。

2番目、この森林湖沼環境税は、個人、法人とあるわけですが、この城里町内で徴収される税額はおよそ幾らになるのかをお伺いいたします。

3番目、本年度町で対象になる森林、あるいは河川などの場所、面積、予算額は決まっているのかどうかをお伺いいたします。

4番目、平地林、里山林で、緑の整備にこの環境税が使われるということですが、この当町、城里町に、あるいはこの町の住民団体は対象になるのかどうかをお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 3番阿久津則男議員からの一般質問であります。第1点目は、ふれあいタクシーについてということで、その中で、6項目ほど細部にわたってご質問をいただいております。

ふれあいタクシーにつきましては、当初、1日平均40人台から始まりまして、最近の3カ月は70人を超えるような状況になって、利用者が徐々にふえております。また、最近は、これらふれあいタクシーについては、各自治体で今までの循環バスとか、そういうものから転換をしているというふうな状況を見ますと、やはりこれらの方式が地域に合っているのではないかと、私はそういうふうな考えを持っておるところであります。

開業して1年ちょっとであります。利用者の意見、また、いろいろなケース、いろいろな地域の例などを検討しながら、なお一層進めてまいりたいと考えておりますが、この細部の項目につきましては、担当課長よりご答弁申し上げたいと思います。

次に、森林湖沼環境税については、平成20年4月から県税として施行されたものであります。住民に対する税内容の周知等については、県税である関係上、県が広報紙等に数回掲載して、浸透を図っておるところであります。

町におきましても、県民税の第1期の納付、今回の6月であります。これらの均等割

の税に1,000円が加算されて、納税者各位に通知が行くというようなことでありますので、それらにつきましても理解をいただくように、3月に各自治会等にパンフレットを送付し、回覧等をお願いをしておるところであります。

また、町内で徴収される税額は幾らかということではありますが、県税であります、一応、町として1回納めていただくということで、現在の個人県民税の均等割の納税義務者が1,185名でありますので、おおよそ1,000万円が収入になるということでもあります。

また、この税につきましても、平成24年までの5年間の税ということで課税をされるということでもあります。

次に、本年度町で対象になる森林、河川等の場所、面積、予算等は決まっておるのかということではありますが、森林関係、それらについては、間伐、林道等の事業であります、もう一つは、涸沼川流域の高度処理合併浄化槽の県補助、これらが加わってきて、いわゆる涸沼川流域の地域についてはそれらの補助が該当すると、そういうふうな形になってきておるわけであります。

本町におきましては、平成18年度に間伐実施の緊急判定調査等を行いまして、いわゆるその判定によりまして、約73ヘクタールが指定をされておるところであります。これらについては、茨城県の森林機能緊急回復整備事業等、ほかの事業等も入れまして、それらの整備を進めていくということで、本年度666万円を予定をしておるところであります。

それと、先ほどの高度処理のほうなんです、これにつきましては、136万6,000円ぐらいの補助が見込まれております。

次に、平地林、里山林で緑の整備に環境税が使われることに対しての町の住民団体は対象になるのかということではありますが、これは、その団体の性格によっては該当になりません。これらの採択要件がございますので、町が事業主体で行うもの、また、地域住民等の提案等によるもの、そういうものがいろいろございますが、もしそういうものを立ち上げながら進めていくということになれば、どうか県または町のほうへご相談をいただきたいと、そういうふうにしておるところであります。

以上、ご答弁を申し上げたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

企画財政課長（阿久津保巳君） 3番阿久津則男議員さんのふれあいタクシーのご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、第1点目、利用券を使用しているが、その目的はどういうことでしょうかということですが、デマンド交通で直接お金のやりとりをなくすことにより、金銭のトラブルやおつりのやりとりをなくすことになり、スムーズな運行ができることによります。

また、利用券にした目的につきましては、おつりの準備をしなくても済む、乗車のみ

オペレーターが専念できる、業務終了後の日締めの作業がないことなどから、業務の効率化が図られ、経費の節減につながっております。

次に、2点目、利用券は高齢者に対しまして紛失等が発生し、サービスの低下になると思われませんが、利用券を廃止し現金化する考えはないかということですが、基本はチケットによる乗車です。現在でも車内でチケットを1枚から購入し、乗車することができます。これは事前にタクシーの業者さんにチケットを買ってもらったり、そのチケットを譲る形となっておりますので、業務終了後のお金の計算作業等は発生しておりませんし、先ほども申し上げましたように、利用券にした目的からも現金化する考えは、今のところ検討しておりません。

県内の13市町村においてデマンド交通が導入されておりますが、すべてこの形となっております。デマンド交通システムは、利用者、交通事業者、そして行政がそれぞれ歩み寄ることにより、安価なサービスを提供しよう、受け入れようという理念により成り立っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目、利用者が1日70人と順調にふえておりますが、原油高で委託業者との契約内容に支障はないかということですが、燃料の値段が上がった現在、大変厳しいと思います。現在は、当初契約金額、社会福祉協議会と石塚観光自動車の運行補助業務委託契約書の条文設定のまま運行をお願いしているところであります。今後、さらに燃料費が高騰した場合には、協議も視野に入れなければならないと考えております。

平成20年度も町から1,600万円の助成を予算化しておりますが、燃料費等の高騰がさらに続けば、増額も検討せざるを得ないかと思われれます。

次に、4点目の3台の車両で対応しておりますが、万が一事故、故障が起きた場合の対応はどのようになっているかということですが、国土交通省への当初認可申請時点で4台での許可を受けております。1台は予備車両として、通常はタクシーとして利用しております。万が一の事故、故障の緊急時には、デマンド用の車載搭載機を代替車へ設置し、瞬時に対応することができるようになっております。

車載搭載機につきましては、毎日取りつけ、取り外しを行っておりますので、代替車への取りつけは簡単であると思われれます。

続きまして、第5点目、委託業者、オペレーター側から利用者に対しまして、急遽キャンセル等、利用上の注意はあるかということですが、予約受け付け後に運行者側からのキャンセル等は、よほど重大な事故等がない限りございません。

利用者に対しての注意事項に関しましては、泥酔いでのご利用や他のお客様に対してご迷惑にならないような行為の禁止等多々ありますけれども、これらにつきましては、ごく一般的な社会常識の範囲であることと思われれます。

しかし、平成20年6月1日の道路交通法の改正が施行され、乗り合いバス以外のすべての車の後部座席のシートベルト着用が義務化となったことに伴い、デマンドタクシーも同

様な取り扱いになりますことから、運転者さんからまずは啓発活動として、お客様に乗車時に着用への声かけ等を徹底していきたいと思っております。

続きまして、6つ目の町の診療所に利用者が複数で乗り合わせる場合、車の燃料等ロスが少なくなると思われるので、片道300円を往復300円にすることができないかということではありますが、複数での乗り合いふれあいタクシーであり、安価なサービスを提供という理念のもと、このシステムで国から許可をいただいております。また、ある特定の場所だけ利用形態、利用料金を変えることは利用者、事業者にとっても混乱を招くこととなりますし、また、特定の旅客に対し差別的な取り扱いがなされないことなどの条件により、道路運送法による許可により運行を行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、ふれあいタクシーについてではありますが、1番、2番、一緒に質問させていただきます。

ただいまの課長の答弁ですと、おつりの準備に時間がかからないというようなお話がありました。2年前に私が一般質問したときにも、当時の課長は、タクシーの中で現金の取り扱いは原則として行わないというような答弁でした。ただ、今はチケットのない人はタクシーの中でも買い取りができるということになっております。これは大変すばらしいことだと思って、私は賛成しておりますが、現在でもチケットがタクシーの中で買えるということは、イコール現金でもいいんじゃないかということで、私は今までも言ってきたわけなんです。

それと、終了後の計算が要らないということではありますが、現在、1日75人くらいいるみたいですが、これは3台でやっていますから、1台25人ですよ。タクシーの運転手は当然プロですから、25人の300円ですから、7,500円という計算は仕事が終わってからもちょっくらにできると思うんです。ですから、終了後の計算というのは、そんなには気にしなくてもいいのかなと。

それと、こういうことで経費の節減になるんだというような答弁でありましたが、現金であればもっと節減できると私は思うんですが。例えば券を発行しない場合、もちろん現金の場合ということですが、当然券を紛失とか、破いてしまうおそれがないということです。それに、まず印刷代、当時32万5,000円かかったみたいですが、そういった印刷代もかからない。そして、そのとき1万冊ですか、印刷したみたいですが、それを当然役場の本庁、あるいは桂支所、七会支所、そういうところ五、六カ所で保管しているということを知っております。当然そこで職員が領収証などを書いたりする手間もかからない、保管もかからないということです。

それと、やはり今こういう不景気な時代ですから、にせコピーみたいな犯罪の危険性も

ないということです。一応金券になるわけでございますから、そういうこともありますし、また、今現在300円ですけれども、これが350円くらいに上がった場合、現金の場合は当然50円値上がりしましたで済みますけれども、金券の場合は印刷し直さなくてはならないと、そういう欠点もある。ですから、現金の場合は無駄がないということです。

それと、現金の場合は、前も言ったんですが、正確な決算ができるんです。この利用券を発行しますと、当然前売りですから、10枚3,000円で売っていますが、これは3,000円を町のほうで預かっているわけですから、そうすると、どうしても正確な決算ができないという欠点がある。どういう決算をしているのかわかりませんが、そこで、預かり金の処理の方法、それをお伺いしたいと思います。決算書にそれを含めているのかどうかお伺いしたいと思います。

どちらにしましても、私は現金のほうが無駄がないし無駄がないと。最初から言っておりますが、もう一度検討していただきたいと。

次に、3番目の委託業者との契約内容についてでございますが、今回、専決で約100万円ほど追加いたしました。ですから、補助金が約1,600万円から1,700万円になりましたが、委託業者は以前のままということですから、恐らく1,600万円以内の金額がいつていると思うんですが。ということは、この間の課長の説明では、利用券の売り上げが460万円しかなかったというような説明でございましたが、460万円というのは1日63人の計算になるわけでございます。当初70人くらいを目標にしていたということなので、不足額が50万円くらいの不足で私は足りたのかなと。計算上そうなるんですが、支出の部で何が予算以上にかかってしまったのか、それをお伺いしたいと思います。

100万円というのは1日13人くらいの計算なんですよ。ですから、当初70人くらい予定していたといえ、63人ですから7人くらい、ですから、50万円くらいで済むのかなと思ったんですが、100万円不足ということなので、この支出の部で何が多くかかってしまったのかをお伺いしたいと思います。

また、委託業者には、今後さらに燃料費が上がった場合には検討も考えているんだというような説明でしたが、もし年度内に業者のほうから要求があった場合には、当然考えがあるのかどうかということをもう一度確かめたいと思います。

次に4番目、代替車の運輸局の許可を受けているということですが、今の答弁では、3台プラス1台、4台という説明でしたが、白いワゴン車2台、あと黒いのが恐らく2台になると思いますが、車検証の写しというんですか、そういうのを役場で預かっているか、コピーなどをもらっているのかどうかお伺いしたい。

というのは、例えば黒い代車が壊れた場合に、もう1台黒いのが来るんだと思いますが、それが登録してあるかどうか我々はわからないわけですから、万が一、そういった別な登録されていないものでちょっと運転して、追突事故なんかがあった場合には、大変なことになると思いますので、そういった写しなども役場で預かっている必要があるのかなと感

じたものですからお伺いします。

また、その事故、故障があった場合、当然タクシー会社、あるいは社協、そして役場ですか、これらの連携する連絡網というものができているのかどうかをお伺いしたい。

それと、1年半たつわけですが、この間、交通事故なんかの例があったのかどうか、連絡が入っていたのかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、5番目ですが、これは注意事項はないということですので、利用者のマナーがいいということで、大変すばらしいことだと思います。

ただいま課長が言いましたが、今回シートベルトを後部座席もやるということでありますので、ただ、マナーがいいということですので、トラブルはないと思いますけれども、これからもトラブルのないようにしていただきたいと思います。

次に、6番目の片道300円を往復300円にすることはできないかと質問いたしました。これは一見無謀な言い方に聞こえるかもしれませんが、先ほどの説明で、複数の乗り合いバスが目標ということで安価にしてあるというような説明、もちろんそのとおりで、大変利用者は喜んでいるわけですが、私が見ているのは、例えば診療所に行く場合に、私の家の前を通るのを見ますと、1人しか乗っていないというのが多いものですから、どうしても申し上げたいなと思ひまして。

先月5月に、七会診療所の場合ですけれども、月80人利用したということですが、ただ、この80人も20日間ですから、そうすると1日4人ですよね。この1日4人も1人の人が往復で2回使いますから、実質2人ということになります。例えば午前中に1人、午後1人、これは2回行くようになりますけれども、これが午前中に2人一緒に行ってもらえれば、例えば今300円ですけれども、我々車を運転している人はわかると思いますけれども、300円ではこれは赤字ですから。

簡単にわかるように実際は燃料費が400円かかるんだと。その場合100円の赤字ですから、1回1人迎えに行くと100円です。また診療所に迎えにいくと200円赤字になってしまうんですね。午後も1人往復するために100円、100円、400円赤字になってしまう。それならば、午前でも午後でも構わないんですが、その2人の人を1回で乗せれば、赤字は200円で済むんですね。そうすると、半額にしても同じということなんですよ。配達すれば配達するほど赤字になってしまうんですから。例えばこれが10円でももうかるというのであれば、薄利多売で何回でも配達するんですが、赤字ですからなるべく歩かないほうがいい。

先ほど課長が言いましたように、乗り合わせなら間違いはない、1人で歩くからこういうふうになってしまう。だから、半額でもいいのかなと私は言ったんですが、何か道路運送法というのが出てきたものですから、細かい話は私はわかりませんが、料金を変更するとまずい法なのかもしれませんが、もう一度答弁をいただきたいと思います。

次に、森林湖沼環境税、ちょっと名前が長いので環境税と言わせていただきますが、環

境税と言っても私も余りわからなかったんですが、身近でわからない人が結構いたものから、今回上げたわけなんです、県民税の均等割に上乘せ方式ということで、1,000円をのせるということですが、納付書にはそういった説明が、これは環境税1,000円ですよというような明細があるのかどうかをお伺いしたいと。わかるようにしていただきたいと思うんですが、それをお聞きいたします。

税額は約1,000万円ということですが、これは個人で1,000万円ということですね。法人はわからないということですね。

次に、3番目の対象になる森林、河川、場所、面積、予算と聞きましたが、この対象になる森林で73ヘクタールと、先ほど町長は言ったと思うんですが、666万円ですか、この地区別がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、これらについては、森林所有者に対しての説明などはしてあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、この河川の部で、大網、真端地区が涸沼川の上流ということで、高度処理浄化槽ですか、これが対象になるということですが、大網、真端地区の方々に対しての説明というんでしょうか、こういうのが対象になりますよというふうなそういった説明がしてあるのかどうかをお伺いいたします。

また、この浄化槽、例えば申し込みがなかった場合は、補助金は返還になってしまうのか、あるいは繰り越しができるのかどうかお伺いしたいと思います。

また、ただいまの答弁ですと、那珂川が対象になっていないような感じですが、先ほども小林議員からお話がありました霞ヶ浦導水事業、これを県・国がやっておりますが、那珂川と霞ヶ浦というのは当然つなげようとしているわけですから、那珂川をきれいにするというのは当然だと思うんです。ですから、この環境税が那珂川が対象にならないというのは私は不思議なんです、当然那珂川が対象になれば、私たちの住んでいるこの城里町の小さな川、私も藤井川の上流であります、涸沼川に限らず藤井川でもこの高度処理浄化槽が対象になるのかなという考えを持つわけなんです、そういった意味で、なぜ那珂川が対象にならないのか。前回の議会で取水口の取り付け工事ですか、これは反対ということで採決いたしました、町長も大変言いづらいと思いますが、ぜひ那珂川の整備ということで予算をとっていただきたいと思うわけですが、その点についてお伺いしたいと思います。

また、平地林で里山林については、年間250ヘクタールから500ヘクタール対象になると聞いております。当町では、先ほど団体も対象になると言っていました、そういった団体はみずから申し込むべきなのか、それとも県のほうから指定されるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わりにします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） 阿久津議員からの再質問であります、デマンドふれあいタクシーの件につきましては、それぞれ細かいことまでありますので、担当課長のほうからご説明申し上げたいと思います。

また、森林湖沼環境税についての納税者への納付書の記載問題、これについても担当課長のほうからご説明申し上げたいと思います。

また、地区別面積、所有者の説明、それと、下水処理関係の大綱、真端への説明、これについても担当課長のほうからご説明申し上げたいと思います。

もう一つ、那珂川流域の補助の問題であります、高度合併浄化槽の範囲内に入らないのかということですが、私はもう10年ぐらい前から、霞ヶ浦地域については公共下水道、農業集落排水、それから合併浄化槽、それらについても、国はかさ上げをして補助を続けておるわけです。それらに対して何で那珂川流域はやらないのかと、いや関係ないというふうな話なんです、そのころは、やはり霞ヶ浦導水の話もありましたので、そういう計画があるんだからぜひやらなければならないだろうということで、文書でも出した経過もあります。

しかし、状況がいろいろ変わってまいりまして、それをまた持ち出して、ではかさ上げしましょうというふうになると、また、経過としては若干いろいろな問題をはらんでいるので、いずれにしても静観をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 2回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、預かり金、チケット代金はどう処理をしているのか、また、それらの数字は決算書に入っているかということでございますけれども、チケットの販売の体制ですが、販売につきましては、役場企画財政課内、桂、七会支所、社会福祉協議会で販売をしております。

役場内においてチケットが販売されたものにつきましては、領収証と現金を社会福祉協議会へ持参し、入金という流れになります。それで、各年度への運行収支決算書にお金を入れまして、収支決算の報告をしているところであります。

次に、2点目、今回の専決処分で約100万円等の追加をお願いし、チケットの売り上げが460万円少なかったわけですが、支出の部で何が予算以上にかかったのかというご質問ですが、平成19年度の運行経費の中で特別事情による支出増はございません。平成19年度上半期の利用者数が見込みに達しなかったことが一番の要因であるかと思われまます。

内訳としましては、平成19年度の当初運行経費2,217万4,000円に対しまして、オペレーターの人件費で6万4,000円の増、システムの使用料で16万9,000円の減、システム等委託料で約20万円の減、事務費で69万2,000円等の減となっております。経費的には決算額が

平成19年度につきましては、2,157万6,642円となっております。

次に、3点目の件であります。委託業者から年度内に契約内容の変更の要求があれば考えるのかということでありまして、ご承知のとおり、ここ最近の燃料費の高騰は異常であります。今後とも高騰が避けられない状況で、多方面に多大な影響が出ているところであります。今後高騰がさらに続けば、運行主体の社会福祉協議会のほうから補助金額についての要請等があれば、検討をしていかなければならないかと考えております。

次の4点目のご質問でありますけれども、代替車も認可を受けているのか、認可を受けた車は車検証などの写しの提出等があるのかということですが、許可車両の車検証等はコピーを提出してもらっております。運行受託業者、石塚観光自動車株式会社は、デマンド交通運行を行う時点で国の許可を得なければならないことになっておりますし、その際にデマンドタクシー用の車を届けており、予備配車も含め車検証の提出等も国により提出をしておりますので、そのコピーを町のほうにいただいております。

次に、事故、故障の場合、タクシー会社、社会福祉協議会、役場との連絡調整網はできているのか、または現在までに事故等の連絡は受けていないかということですが、事故等があった場合の連絡体制網は調べております。

2つ目の事故等の報告でございますが、報告は現在のところ受けておりません。社会福祉協議会、それから、石塚観光自動車株式会社に確認をしております。

次の質問6点目でございますが、料金のことですけれども、やはり特定の旅客に対しての差別的な取り扱いがなされないことが条件により許可をいただいておりますので、片道300円を往復300円にすることは容易でないと思われま。

以上であります。

議長（鯉淵秀雄君） 税務課長山口充彦君。

税務課長（山口充彦君） それでは、ただいまの森林湖沼環境税の納付書の説明ということでご質問がありましたが、これにつきましては、納付書に説明がしてあります。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 3番阿久津則男議員の2回目の質問にお答えします。

まず、1点目につきまして、73ヘクタールの地区別の面積でございますが、常北地区32ヘクタール、桂地区12ヘクタール、七会地区29ヘクタールでございます。

2番目の事業をするに当たり説明等の周知がしてあるのかということですが、今回、事業を進めるに当たり、七会塩子地区の11ヘクタールを予定しておりますので、それに伴い、地域住民には説明をしていきたいと考えております。

3点目の里山林等の事業につきまして、団体みずからが申し込むのかというご質問でございますが、この事業につきましては、県直接の事業でございますので、団体が県に直接申し込むようになるかと思っております。事業面につきましては、元気な森林づくり活動支援事

業ということでございまして、1団体当たり50万円という補助事業でございまして。

また、なじみがないと思いますので、広報等により周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 下水道課長高橋洋造君。

下水道課長（高橋洋造君） 3番阿久津議員さんの2回目の質問でありますけれども、当町におきまして、七会地区の真端、大網地区が県の指定により、涸沼川流域に指定されているところであります。そういった中で、広報紙等で現在はお知らせをしたのみでございます。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） 3回目の質問をさせていただきます。

ふれあいタクシーについてであります。利用券と現金ということですが、私はどう見ても現金のほうが経費節減になると。ほかの13市町村もそのようにやっている、利用券を利用しているということでしょうけれども、当然、県のほうで始めれば全員右へ倣へだと思えます。ただ、もう1年半やりまして、私にとってはその利用券というのは欠点にしか見えないんですが、私は直していただきたいと願うばかりでございます。

次に、預かり金についてであります。先ほどの説明では、預かり金を一たんプールして、そこから利用券が戻ってきたらお金を社協のほうの会計に入れるというような感じだと思っております。私は本当にわかりづらい決算だと思っております。というのは、預かり金の口座とこっちの普通のデマンドタクシーの交通の帳簿というんですか、決算が2つになってしまうと思っております。ですから、余りわかりづらくしないほうがいい。国保連のこともありますので、こういうのは一般の人は本当にわかりませんから、私、たまたまわかっただけでありまして、昔そういうことをやっていたものですから、商工会にいたということもありますので、その辺が思い出したものですから、ちょっとお話をただけでございますが、余り帳簿が2つになってしまうのはいいことではない。

私も実は七会支所でタクシー券を買いました。当然3,000円の領収証もいただきました。町のほうでは3,000円で売ったわけですから、それは収入として1カ所の帳簿に入れないといけないと思っております。これが2つになってしまうということは、余りいいことではないと私は思っております。

確かに分かれているとわかるのはわかるんです。預かり金が幾らあって幾ら減っていったか、預かり金が幾ら残っているというのはわかるんですが、変な話、先ほどもコピーという話をしましたけれども、にせのコピーがいっぱい出ますと、今度は逆にコピーが多くなってしまって、預かり金が足りなくなる場合もあるんですから、悪いことを考えればです。ですから、本当はよくないと私は思っております。特にその会計も2つにしておくとい

うのは、余りよくないのかなという感じを持ちました。

次に、利用券の管理方法、あるいは回収した利用券の処分の方法などいろいろありますけれども、この細かい話は質問はいたしません。そういうことも細かく言うと危険性がいっぱいあります。ですから、この利用券も、私今持っていますが、私の場合、表に1,526と、この1,526は七会支所で買ったというのが役場ではわかるようなシステムになっているそうです。ただ、この券の中、10枚あるんですが、この10枚のほうを通し番号がない。ですから、これが私から言えばまたみそなんです。この表にある1,526という券は、これは提出しませんから、終われば捨ててしまいますから、提出するのはこの中身の10枚ですから、これに通し番号がないということはやはり危険性があるということだ。

ですから、やるときには、1万冊印刷したということですから10万枚、10万枚をすべて通し番号を入れないと必ず事件性があるということなんです。1番を回収したら、社協のほうで1番はチェックしていく、それを10万番までやっていくと、そうすれば間違いはない。これが回収したのを、変な話ポケットに入れてしまったって何だってわからないわけですから、その辺の回収の方法もありますし、余りいいことではないと強く言いたいと思います。

次に、平成19年度の100万円足りなかったということです。そうしますと、これについては見込みが甘かったということではないのでしょうか。では70人ではなくて75人から80人の目標だったということになると思いますね。これについてはわかりました。

次に、認可を受けていない車で、これはないとは思いますが、例えば石塚交通さんが忙しくて間に合わなくて、認可を受けていない車で例えば運転してしまったと。そういうときたまたま事故があったというときにはどうなるのかということをお伺いしたい。

それと、6番目の300円を往復300円にできないかということが、道路交通法、あるいは差別はできないということではありますが、これは利用券を発行するということでしょうから、そちらの面から聞きたいんですが、この利用券を桂、七会診療所で予算をとって、その利用券を診療所で買い取っておくことができないかということです。診療所で予算をとって買うと。そして、1人でも患者さんが来ます。診療所でその帰りの便を負担すると。

先ほど言いましたように、5月で言えば、七会診療所の場合は2人しか利用していない。去年1年間送迎バスを使いましたけれども、送迎バスのときは1日13人使っていた。ところが今、当然高齢者にとっては往復600円というのは大変なんでしょう、医療費もかかりますし。ですから、今負担になってしまったと。極端には診療所の患者数はそこまでは減ってありませんけれども、ただ、そういった利用者が減ってしまったということ。これはやはり600円というのがきいているんだと思うんです。ですから、半額くらいは診療所で券を買って予算をとって、それで、帰りの便を負担するというようにできないだろうか。

高齢者が、例えば診療所に今まで3回行っていたのを2回にしたとか、1回にしたでも、もちろん町のほうでは医療費が減るわけですから、そのほうがいいのかもかもしれませんけれ

ども、そういった高齢者が本当に大病にかかってしまっは、逆に高額医療費のようにとられてしまいますので、後で高くつくのかなと。ですから、高齢者をいじめないでほしいというのがあります。社会福祉協議会が担当しているデマンドタクシーですから、ぜひ高齢者を守ってほしいと思います。

今2人と言いますが、例えばこれが帰りの便も出しますということになると、5人とかにふえるかもしれませんが、300円で5人でも1日1,500円ですか、それで、デマンドが動いているのは1カ月に20日ですから、そうすると3万円です。3万円掛ける12カ月で36万円の予算をとれば、高齢者も助かるのかなと。1回大病して高額医療を払うことを考えれば、私はそっちのほうが安いのかなと思うわけでございます。ですから、診療所で予算をとれないかどうかお伺いしたい。

それと、この利用券を商店会で利用できないか、使用する場合は認めてもらえるのかどうかです。例えば同じようなことですが、店主が買い物をしていただいたときに、帰りの券としてお客さんに1枚あげる、あるいは個人病院の先生が帰りの便としてサービスする、あるいは、これはまた違いますけれども、高齢者の誕生祝いにこの3,000円の券をサービスするような、あるいはいろいろな式典などにこの利用券を使用すると。私も矛盾しているところはありますけれども、逆な意味でそうやってどんどんさばくと。私は現金化がいいんですが、利用券を使うというのであれば、そういった面も考えられないのかということをお伺いしたいと思います。

次に、環境税についてであります。環境税の徴収では、裏か表かわかりませんが、書いてあるというふうな税務課長の答弁でありました。知らない人もかなりいると思うんです。ですから、トラブルのないように対応をしていただきたいと思います。いきなり決まっていますからと言うだけでは納得しない人もいるかもしれませんので、よろしくお伺いしたいと思います。

それと、城里町、林野が61%ということですが、こういうことを考えれば、今後5年間、約80億円茨城県で予算があるみたいですから、先ほど説明ありましたが、間伐、あるいは林道ですか、そういった整備に使えるということなので、ぜひとも5年間のうちに対象になるところは事業をとっていただきたいと思います。

この5年間というのも茨城県で単独で決めたものでしょうから、県議会は保守王国ですから、これがまた5年、10年と延びていくのかもしれませんが、どちらにしましても、この5年間のうちにできるだけことはしてほしいと思っております。

以上、3回目の質問を終わりにいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） それぞれ3回目のご質問でございますが、担当課長のほうからご答弁を申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 3回目の阿久津議員さんの質問にお答えします。

会計処理の方法で、現金のほうがやはり適切な処理がされ、預かり金はどういうふうなことになっているのかというご質問であるかと思われませんが、現在までの決算といいますが、状況についてご説明をしたいと思います。

平成18年度施行しまして、2月、3月で3,217枚の売り上げがありました。金額にしまして、96万5,100円であります。平成19年度につきましては1万5,334枚で、460万200円の売り上げをしております。平成20年度は6月6日現在でありますけれども3,589枚、107万6,700円の売り上げがございます。今までの合計で2万2,140枚、664万2,000円の売り上げがあります。

最初に、チケット準備枚数、印刷枚数でありますけれども1万冊、10万枚を印刷しております。これらから売り上げ枚数2万2,140枚を引きますと、残枚数が7万7,860枚となっております。これらについては、私どもが確認をしておりますので、間違いのない数字であると思われれます。

続きまして、利用券が通し番号が入っていない、入れるべきではないかというご質問でありますけれども、当初印刷したときには、やはり印刷費が多大にかかるということで通し番号を入れませんでした。しかし、番号をナンバリング等に入れたにしましても、照合することがかなり不可能と思われれますので、現状のチケットで運行していきたいと思えます。仮に今残っているチケットに印刷番号を入れましても、かなり経費がかかってしまうことから、現状のままでいきたいと考えております。

続いて、認可を受けていない車で事故等を起こした場合はどうなるのかということでありまして、基本的には認可登録されていない車をデマンド交通に使用することはできません。陸運局からペナルティを受けることになるとは思いますが、このペナルティについては、特に聞いてはおりません。ただし、認可車両をタクシーに使用することは問題がないということでありまして。

続きまして、利用券を商店街などいろいろなところで使用してもらおう考えはあるのか、また、例として、店主が買い物をしてくれた人にサービス券として利用券を配付するとか、個人病院で帰りの患者さんに券をサービスするとか、高齢者の誕生祝いなどに利用券を使用するということでありまして、商店街や個人病院などで利用をしていただくことには支障はございません。地元商店街の振興などに利用券を先に買い求めいただきまして、お客さんや患者さんに使用してもらえることがデマンドタクシー本来の利用方法と考えております。大変よいことだと思えます。

以上であります。

議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 阿久津議員さんの質問にお答えします。

タクシーを利用した患者に帰りの券を診療所が負担することはできないかという質問で

ございますが、デマンドタクシーにつきましては、既に町の補助を受けている事業で運営しておりますので、町営の診療所がさらに帰りの分を負担することになりますと、二重の助成になることから、予算の計上は難しいと考えております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 産業振興課長田口喜一君。

産業振興課長（田口喜一君） 阿久津議員さんの3回目の質問でございます。

5年間のうちに整備をしてほしいというところでございますが、10分の10県補助事業でございますので、当町73ヘクタール指定されておりますが、5年間で整備できるよう努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

3番（阿久津則男君） 使わない補助金は返還になるんですか。

産業振興課長（田口喜一君） それは聞いておりません。

3番（阿久津則男君） わかりました。

ありがとうございました。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、3番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

ここで、1時15分まで休憩いたします。

午後 零時04分休憩

午後 1時15分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの3番阿久津則男議員の一般質問における町長の答弁で、一部誤りがありました。

訂正したい旨の話がありましたので、町長の発言を許可します。

町長。

〔町長金長義郎登壇〕

町長（金長義郎君） 先ほどの阿久津則男議員からの森林湖沼環境税の件であります。町内の均等割納税義務者の数につきまして、1,185名と申し上げましたが、1万185名の誤りでありますので、おわびして訂正を申し上げます。

〔「金額は間違いないのか」と呼ぶ者あり〕

町長（金長義郎君） 金額は約1,000万円。そのとおりいけば1,018万5,000円でありませぬ。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、通告第3号、5番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

5番飯村吉伊君。

〔5番飯村吉伊君登壇〕

5番（飯村吉伊君） 通告3番、飯村吉伊の一般質問に入ります。

私の質問につきましては、大きく分けまして2件でございます。その1番目、水道未普及地域解消事業、徳蔵地区の水道についてでございます。2番といたしましては、水戸市

と城里町の合併についてと大きくは2件、その中で質問いたします。

まず最初に、1番の水道未普及地域解消事業（徳蔵地区）について。

現在、徳蔵地区の水道事業についての進捗状況についてお伺いいたします。

現在、水道未普及地域解消事業（徳蔵地区）につきましては、平成18年度より平成21年度の4カ年計画で実施されていると思われまふ。本年度は第3次年度になり、それらの水道事業の総事業費と管延長はどのくらいになるのか、また、それらの工事の進捗状況並びに給水工事の進捗状況もお伺いしたいと思ひます。

水道事業の2番目としまして、水戸市消防城里出張所からの消防遠隔地域の消火対策について。これは消火栓についてでございます。

私は、平成18年4月に、その当時城里町消防署所と申しておりましたが、署所より遠隔地の消火並びに救急業務について一般質問してございます。そのときの町長の答弁では、消火活動については水道の消火栓で対応するとの答弁を受けております。消火栓については消防法か水道法、どちらかで定められていると思われまふが、それらの定めについて、さらに、徳蔵地区の消火栓の水道計画はどのようになっているか。また、消火栓の消火能力についてはどのくらいの程度なのかお聞きしたいと思ひます。

大きい2番の水戸市と城里町の合併についてでございますが、（1）としまして、旧常北町と水戸市との合併について、現在の状況についてお伺いしたいと思ひます。

現在、3町村が合併する前は、旧常北町と水戸市は合併について随分検討されたようでございます。それらの経過について、その後の旧常北町と水戸市の状況について、または現在の城里町になってからの水戸市からの合併についての状況についてお伺いいたします。

合併についての2番でございますが、今後、城里町と水戸市の合併に対する町長の考え方についてお伺いいたします。

現在の城里町に合併する前には、旧七会村では、笠間市との合併が随分検討されておりました。その当時、阿久津村長は、将来は水戸市と合併を目途として、第1段階に旧常北町、桂村、七会村の3町村が合併して、市にはならないが3町村が合併して、将来は水戸市との合併をもくろんでいるよということ、旧七会村の村民の大方の賛同を得て、合併に至ったかと思われまふ。

現在、城里町になってから、水戸市関係の広域の議会に私も何回か出席しておりますが、その時点で、水戸市の市議会議員さんから、城里町は水戸市との合併は考えていないのかよということ、を再三にわたって問いかけられました。これらについて、水戸市との合併について町長の考え方をお伺いいたします。

第1回の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 5番飯村吉伊議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

第1点目の水道未普及地域解消事業についてであります。現在の進捗状況ということ
であります。

平成18年度から水道未普及地域の解消事業に着手をしております。現在の進捗状況につ
きましては、平成20年3月31日現在で約45%の進捗であります。平成19年度予算が平成
20年度へ繰り越されている部分がありまして、それらが8月末に完了いたしますと、計画
全体の約60%が完了をする予定であります。おかげさまで予定どおりに進捗をしておるの
かなというふうに思っております。これらの完了した地区につきましては、早ければ年内
には小勝地区、それから、徳蔵の一部については約170世帯ぐらいの方々に給水が可能に
なるものと思われま。さらに、平成20年度事業が予算どおり完了いたしますと、進捗状
況が約80%になるということでもありますので、その形で推移していけば、平成21年度の最
終年度には全事業が完了をするものと思われま。

それと、事業費と管路の総延長につきましては、担当課長のほうからお答えを申し上げ
たいと思います。

それと、消火栓の問題であります。徳蔵地区の消防施設の整備については、水道課に
より現在工事が進められておるところであります。平成19年度については15基を設置い
たしました。本年度は23基を整備する予定であります。最終的には徳蔵、小勝、上赤沢、
下赤沢、真端、大網地区の消火栓の設置総数は45基になる予定であります。

消火栓の設置箇所につきましては、水道管口径150ミリ以上、おおむね120メートルから
140メートルぐらいの範囲を基準として、その住宅密集地、そういうものを勘案しながら
設置計画をしまいたいと考えておるわけあります。

次に、水戸市との合併についてであります。旧常北町で水戸市との合併についての協
議を重ねていたが、現在の状況はどうかということでもあります。この合併協議会につ
きましては、平成7年12月に水戸市常北町合併協議会が設置され、平成11年2月まで15回に
わたる協議を重ねられております。しかし、合併に至る合意が得られず協議会が休止にな
ったということで、平成11年2月にそれらが休止ということで決定をしまして、その後、
平成17年2月1日に、常北町が桂村、七会村との合併によって城里町が設置されたとい
うことから、その時点でこの合併協議会は消滅をしております。

続いて、水戸市との合併に対する町長の考えということでもあります。新合併特例法が
平成22年3月31日までの時限立法で現在続いているわけあります。これらについて、具
体的に水戸市から城里町への合併の呼びかけとか、申し入れは、現在のところなされてお
りません。

しかし、平成20年2月に、加藤水戸市長の呼びかけで県央地域の首長懇話会というもの
が開かれて、2回ほど会議をもっております。そういう中で、広域地域だけではなかなか
完結できない問題も数多くなってきたというような中で、広域的な連携を目指して意見を
交換していこうというようなことで、現在、9市町村でそれらを立ち上げて、首長懇話会

ということで進めておるわけでありませう。

水戸市、城里町、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、ひたちなか市、那珂市の水戸市の周辺のエリアの市町村であります、これらの9市町村全体としては、まだ合併とかそういう具体的な話は出ておりませんが、若干いろいろ距離があるように思われます。

しかし、将来的に実現をするかどうかというふうないろいろな問題もありますが、道州制の問題、それから、自治体にいろいろな権限がおりてきたとき、どう対応していくのかということもありますので、そういうことも考えながら、今後周辺市町村の動き、そういうものを見守りながら、広域行政に取り組んでまいりたいと、そういうふうにご考えておるわけでありませう。

以上であります。

議長（鯉淵秀雄君） 水道課長松崎 榮君。

〔水道課長松崎 榮君登壇〕

水道課長（松崎 榮君） それでは、飯村吉伊議員さんのご質問にご答弁したいと思います。

総事業費でございますけれども、平成19年10月の計画では、15億3,000万円を予定しております。それと、管路の延長でございますけれども、約42キロを計画しております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 5番飯村吉伊君。

5番（飯村吉伊君） 徳蔵地区の水道の進捗状況については、大方60%経過しているよということでございますが、給水工事については平成20年度から小勝、徳蔵地区あたりもできるような状況かと思っておりますが、その中で徳蔵地区に町営住宅がございます。徳蔵住宅の水源については井戸水で、水量も少なく、鉄分の多い汚水であります。そういうことで、井戸水でなく早く水道水を使わせてやりたいと思っておりますが、徳蔵地区の町営住宅については、大網、真端地区に行く街道に本管がふせられますので、現在、徳蔵住宅まで20メートルぐらい本管が不足するんですが、なるべくなら、その中で早く住宅だけには徳蔵の給水開始と同時にできるような体制をとれないか伺います。

それから、今、消防法によりまして150メートル半径ぐらいで1カ所設置するんだよという話でございましたが、現在発注されている設計には、多分それらが盛り込まれているとは思いますが、現在特に消火の一番遠い上下赤沢、それから、これから大網、真端が布設されるわけでございますので、これらについては消防法の消火栓の適法に合うように、さらには、第1回のほうで伺ったんですが、消火栓の能力はどのぐらいの程度消火活動ができるのか、それらをお聞きいたしたいと思っております。

さらには、消火栓については、ホースは大体3本入りで筒先が入っているような状況ですよね。そうすると、3本だとすれば、1本が20メートルであれば60メートルですので、

そうすると、半径が150メートルにしても、なかなか消火活動が届かないような程度であらうかと思えます。実際に圧力が少なければ、圧力程度でどのくらいまでの高さに吹き上がるのか、そういうことをお聞きしたいと思えます。

あと合併についてでございますが、水戸市は50万都市構想を計画しておりますよね。それらについて、これが変わってしまって今の広域での合併を計画しているのですか、そこらのところをお聞きしたいと思えます。

水戸市があくまでも50万都市で計画しているならば、常北町時代に公園墓地で借金しております返済金も平成20年度に終了するようなことをお聞きしております。その中で、水戸市が斎場とか、墓地とか、そういうことを模索しているようなことも聞きますので、それらも一つの合併の条件ではないかと思われまます。これらについてお聞きしたいと思えます。

第2回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） 水道の関係の徳蔵の町営住宅の水源の問題、それから、消火栓の計画、また能力、これについては担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思えます。

合併についてであります、50万都市、多分今まではざっと50万というような話をしていっているのではないかと。先ほど申し上げました9市町村でいくと72万人になるわけです。それですから、大きくくりでいけば、そういうところにいるいるなこれからの広域連携、いずれにしても、これから大きくなっていくというのは事務組合をつくるか、広域連合でいくのか、また、事務委託のような形でいくのか、それとも全面合併でいくのかと、そういういろいろな形があると思うんです。そういう中でやはり水戸市としても、今後の広域の進め方を水戸市を中心とした中核都市にしていきたいと、そういう思惑があるのではないかとと思えますが、具体的な話でそれが即合併につながるとか、私はそういうふうには思っておりません。それぞれ今後の生きる道、行く道、それぞれあると思うんですが、そういう中で、やはり城里町としての選択をそういう中からどういう形がいいのかしていきたいというふうに考えておるわけでありまますが、その公園墓地の跡地の斎場の問題とか、そういうことは全然話にも出ておりませんので、それはまた別個の問題として処理、解決していかなければならないと、そういうふうに思っておるところです。

議長（鯉淵秀雄君） 水道課長松崎 榮君。

水道課長（松崎 榮君） それでは、飯村議員さんの2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、徳蔵団地の給水でございますけれども、議員さんのおっしゃるとおり、計画では平成21年度に予定しております。平成20年度の予算に応じまして、できるだけ早く給水をできるように努力していきたいと思えますので、よろしく願います。

また、消火栓の能力でございますけれども、水道法で最低水圧0.15メガパスカルの水圧

を保たなければなりませんので、ロス等がなければ15メートルは上がる予定であります。その辺ご理解いただきたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 5番飯村吉伊君。

5番（飯村吉伊君） 第3回目の質問でございますが、水道については徳蔵地区の住宅については、平成20年度でなるべく対応できるような方法をとってください。実際住宅に入っている方々から、水がなくて、水が悪くてという話は実際に聞いております。ですから、要望になってしまうかもしれませんが、平成20年度の約束ができれば一番最高なんです、それらについてお願いしたいと思います。

あと、消火栓ですが、これは0.15メガパスカル、15メートルぐらいというんですが、これらについては、15メートルというのは圧力でいうと、やはりホースなんかは消防でやると1人では、なかなかホースの圧力は当然4キロだのかがかりますのであれですが、当然1人でもできるんでしょう。

それと、例えばそのホースが20メートルだとすれば、3本で60メートルですから、それ以上に距離があった場合は消火栓では無理なのか、それとも連結できるのか、それプラス何本か。器具置き場は大概3本でいっぱいになってしまうんですね。ですから、それ以上連結できるのかをお伺いしたいと思います。

あと、合併についてなんです、72万都市をもくろんで、中核都市をもくろんでいるということでございますが、城里町も財政が逼迫しており、こういうことにはならないかと思っておりますが、吸収合併なんていうことにならない前に、なるべく早急に合併を推進していったほうがいいんじゃないかと思っております。町長にもう1回お伺いしたいと思っております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） 消火栓の件につきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

合併の件であります、十分周囲の状況、また、いわゆる地方自治体を取り巻く国との関係、県との関係、そういう流れ、それから、将来の行く先、そういうものを十分検討しながら考えてまいりたいと思っております。

議長（鯉淵秀雄君） 総務課長田上 勤君。

総務課長（田上 勤君） 5番飯村吉伊議員さんの第3回目のご質問でございますけれども、まず、消火栓の設置関係でございますけれども、先ほどの町長の答弁でもございましたように、おおむね120メートルから140メートル程度を範囲といたしまして、地域の特性、あるいは建物の密集度等を勘案しながら、水道課のほうと連携をして設置を計画してまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、それらでカバーできないところにつきましては、河川等、あるいは防火貯水槽の設置、それらを利用しながら対応してまいりたいと、このように考えておりますし、こ

れからはやはり自主防災というような観点から、地域住民の防火意識の醸成、あるいは組織の育成というようなほうにも力を入れてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、120メートルないし140メートルというとホースが3本というようなご質問でございませけれども、これらにつきましては、消防車両等の連結等によりまして、ある程度カバーをしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

5番（飯村吉伊君） 終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、5番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、4番桐原健一君の発言を許可いたします。

4番桐原健一君。

〔4番桐原健一君登壇〕

4番（桐原健一君） 4番桐原健一でございます。

通告順に従いまして、質問させていただきます。

初めに、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてであります。

かつて死亡原因の第1位だった肺炎は、戦後抗生物質の登場で死亡者数が急激に低下し、第4位になったそうですが、1980年以降、再び増加傾向にあります。特に高齢者の肺炎が急増しているのが特徴であります。日本人の最大死因は、がん、心臓病、脳卒中で、4番目が肺炎であります。昨年は10万人の方が肺炎で亡くなっており、高齢者で肺炎にかかった人の半数近くは、その原因菌が肺炎球菌となっております。そして、この肺炎球菌は、どこにもいる普通の細菌で、健康なときはこの細菌が肺への通り道である気管支に入り込んでも、粘膜の表面に生えている無数の繊毛などの働きで外へ排出されるそうです。風邪を引いて体力が弱ったときとか、体力や抵抗力が衰えた高齢者などは、肺へ入りやすくなってしまいます。

昨年は日本で15万4,000人の方が接種されております。高齢者全体における接種率は1%にしか過ぎません。一度接種すると、その人にもよりますが、5年以上の効果が持続し、肺炎球菌の80%に有効で、副作用についてもほとんどないことが確認されております。この肺炎予防ワクチンについて、町としてどのような認識をお持ちでしょうか、お伺いします。

また、我が国では北海道のせたな町が、平成13年9月から、65歳以上の高齢者を対象に国内で初めて肺炎球菌のワクチン接種への公費助成を始めました。さらに、せたな町では、国保の1人当たりの医療費について、平成3年に北海道内1位だったのが、平成16年8月時点で182位と改善しており、医療費削減につながったという実績があります。

一たん肺炎にかかると、高齢者の場合、その治療のため長期的な入院を必要とする場合が多くあります。医療費としては、1人当たり約30万円ぐらいかかるそうであります。ま

た、この入院がもとで介護を必要な状態になってしまうことも少なくありません。今はやりつつあるインフルエンザのワクチンとこの肺炎のワクチンを併用すれば、その効果は絶大であると思います。肺炎球菌ワクチンの接種への保険適用がなく自由診療であるため、費用が6,000円から9,000円程度かかります。町として一部助成していただき、高齢者の健康維持と医療費の削減を目指したいと思いますが、いかがなものかお伺いいたします。

次に、5歳児健診の推進についてであります。

昨年の第1回定例会において、玉川議員からも質問がありました。町は「厚生労働省において健診のあり方について協議・研究が進められている。国の支援等が示され次第早期に取り組んでいく」と答弁されましたが、その後、1年3カ月経過したけれども、町としてどのような取り組みをなされたのでしょうか、お尋ねします。

乳幼児健康診査は、母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）の規定により、市町村が乳幼児に対して行っていると思います。現在、健康診査実施の対象年齢は、ゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前の健診、これは初等教育に就学する直前の11月30日までに行うということになっております。

実は、この3歳健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っています。なぜなら、発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われているのです。発達障害は対応がおくれるとそれだけ症状が進むといわれています。

また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応策を講じることなく子供の就学を迎えるため、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%となり、隣の栃木県では、8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は、3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしております。町においても、財政的に厳しい中であると思いますが、早期発見で子供たちを救うため、5歳児健診の導入を推進していただきたいと思い、お伺いいたします。

最後になりますが、食中毒予防、施設の改善についてお聞きします。

5月、6月と台風4号、5号が接近し、入梅も例年になく2週間も早いといわれております。異常気象ではないでしょうか。昨年も県内、県外に食中毒が発生しています。食中毒はいつ発生するかわからない。食中毒は菌やウイルスのついたものを飲食することによって発症します。

主な食中毒菌はノロウイルスやサルモネラ属菌、またO157、病原性大腸菌等々たくさんありますが、黄色ブドウ球菌などは調理者の手によって感染し、発症原因や菌の特徴と

しては、人の鼻、のど、皮膚にいる菌で、傷や化膿した部分に多いといわれ、この菌は加熱しても加熱しても壊れないそうであります。調理者の手によって感染するということで、トイレの設備、これが重要になってくると思いますが、各給食センターのトイレはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

県の指導によると、トイレは職員と外来者とは別にする。また、便座洗浄式で温風乾燥式がよいとされております。ウォッシュレットのトイレになっていればいいのですが、食中毒を防ぐためにも、県の指導に従ってトイレの改造をしていくべきではないでしょうか、お伺いしまして、1回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 4番桐原健一議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

第1点目の肺炎球菌ワクチンについてであります。議員ご指摘のとおり、肺炎球菌につきましては、体力が衰えているときや免疫が弱くなっているときに発生する、そういうことで、老人に多くあるというふうなことを伺っております。

これらにつきましては、ワクチンが肺炎球菌以外の原因による病気に対しては効果がなく、およそ80種類程度ある肺炎球菌のうち二十三、四ぐらいの型に有効とされておるようであります。そういう中で、現在、国では接種を任意としております。また、2回目を行うと強い局所反応を起こすというふうなこともあり、原則1回の接種というふうなことで、免疫期間が5年持続するというようなことで、現在対応しておるようであります。当町の診療所においても、肺炎にかかると重症化しやすい人等には接種を勧めているのが現状であります。

また、これらの接種に対して公費で補助ができないのかということではありますが、6,000円から9,000円程度の予防注射費がかかるということで、先ほども申し上げましたように、任意接種ということになっておりまして、全国的に見ても、去年の今ごろの調査では、全国で51市町村が何らかの補助制度をとっておるということであります。

そういう中で、やはり任意接種ということであり、公費助成を行った場合でも、健康被害が生じた場合には国の損害賠償制度が適用されないものでありますので、そういうことも十分考慮しながら進めなければならないのかなと思っておりますが、全面的に一般の高齢者向けに予防接種を行って、公費を補助するという現段階での考えはなかなか難しいのかなと思っておりますが、予防と医療費の削減、その相関関係、そういうものがもう少し明らかになってきて、医療費の低下とか、そういうものにつながっていくような形になっていけば考えてまいりたいと、そういうふうにご考えておるところであります。

現段階においては、予防措置としては、医師の判断に基づきながら接種していく、そういうことで進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、2番目の乳幼児の健診であります。5歳児健診の推進についてということで、

現在、町としては、3歳児健診において県が作成した3歳児健診用発達障害者スクリーニングマニュアル、こういうものによって現在3歳児の方々には2次問診を実施して、チェックをしていることでありまして、そういう中で気になるといいますか、該当しそうな方に対しては、改めて保健センターで相談を行っておるということでありまして。

さらに、個々のケースについては、継続的にかかわっていく必要がありますので、月に1回事後指導教室を開き、保護者面接及びお子様の観察を行っております。そういう中でも自閉傾向などが気になる子どもさんに対しては、児童相談所へ心理相談員の派遣を依頼して、それぞれ個別に対応をしておるわけでありまして。

また、教育委員会等におきましては、小学校入学時の就学健康診査の中で、スクリーニングテスト、就学時の知能検査、そういうものを行って、規定の基準に達しないような方に対しては、もう1回再指導、そういうものを行いながら、保護者の方々と相談をして、それらの発見、また、予防、そういうものに対策をとっておるわけでありまして。

町として、新たに5歳児健診というものを全体として行うということに対しては、町で一斉に5歳児健診を保健センターで行うというふうなことではなくて、現在通っている保育園や幼稚園、そういうところと十分に連絡をとりながら、町とそういう機関が連携をして、お子様を毎日見ているそういう施設、そういう中でスクリーニングなどによって対策をとっていくということが、より効果的ではないかなというふうに考えておるわけでありまして。

また、ことしから7月、1月に心理相談員等をお願いをして、町としても発達障害者に対する相談会を開く予定になっておるわけでありまして。

次の食中毒の予防についてであります。これにつきましては、担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） それでは、桐原議員さんにご答弁を申し上げたいと思います。

初めに、給食センターのトイレの設置状況でございます。

常北給食センターでございますが、1階が来客兼職員用、洋式1基でございます。単なる水洗でございます。小便器1基、それから、調理員専用、男子用でございますが、和式1基、小便器1基、さらに女子用和式が2基ございます。2階でございますが、男子用が和式1基、小便器1基、女子用が和式2基でございます。

桂の給食センターでございますが、来客兼職員用が和式が1基、それから小便器1基、調理員の専用でございますが、女子用が和式2基ございます。

七会給食センターでございますが、男子用が和式1基、小便器1基、それから、女子用が和式1基でございます。

設置状況につきましては、以上でございます。

次に、ウォッシュレットのトイレ改修でございますが、現在、ご承知のとおり、各センターともノロウイルス等による食中毒の予防、これにつきましては、栄養士さんを初め調理員が一丸となって衛生管理に万全な体制で取り組んでいるところでございます。具体的には月2回の保菌検査であるとか、あるいは調理員の自己申告による健康チェック、さらには、靴をはきかえてのアルコールの消毒、たくさんございますけれども、特に洗浄殺菌剤の手洗い、アルコール消毒、さらには、作業前後には室内の消毒、こういうものの衛生面に神経をとがらせまして、調理を実施しているところでございます。

また、特に調理の加熱、これにつきましては、食品の中心温度85度以上、これを1分間やるということで、O157、これらの防止にも努めているというところでございます。

このウォッシュレットトイレの改修につきましては、財政的な面もございまして、食中毒予防の観点、こういうところから今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 4番桐原健一君。

4番（桐原健一君） それでは、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお伺いしたいと思います。

平成19年11月現在では、64の市町村が公費助成を行っております。市町村によっては何歳以上と、高齢者を対象にということになりますが、各自治体で65歳以上とか、70歳以上、75歳以上の高齢者を対象に助成をしております。城里町では75歳以上は約3,500人ぐらいいるのかなと思いますが、本当に高齢者の健康を守るためにも進めていただきたいなと思います。

長野県の山形村は、昨年より75歳以上の高齢者を対象に助成制度を始めたそうでありますが、肺炎による死亡率は高齢者が高く、70歳を超えるといろいろな病気にかわって急激に高まり、肺炎球菌は肺炎の原因の3割を占めるといふ細菌であります。この接種ができるのは、先ほど町長の答弁がありましたけれども、効果は5年効くと、生涯1回ということであります。城里町の国民健康保険における保険給付についても、年々増加していると思います。先進地の事例もありますので、実施に向けて検討していただきたいと思いますが、お伺いしたいと思います。

5歳児の健診につきましては、保育園、幼稚園での町の連携をするということですが、私立幼稚園、公立幼稚園、また、認可でない幼稚園などもありまして、本当に連絡徹底できるのかなと思います。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して発達障害の症状と発見後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のために必要な措置を講じると定めております。

模範的な取り組みとしては、お隣の栃木県が、全国にも先駆けて県内全市町村において5歳児健診を実施しております。茨城県では、城里町が先駆けて独自の支援策を検討することもいいのではないかと思います。

最後に、食中毒の予防につきまして、今現在下水道整備がかなり進められて、各家庭においてもこのウォッシュレットトイレが使われていると思います。本当にこの黄色ブドウ菌というのは料理者の手によって感染するということでもありますので、今、局長も財政的に考えて検討していくということなので、よろしく検討していただきたいと思います。

ワクチンと5歳児健診について、もう一度町長によりしくお願いします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） 肺炎球菌ワクチンの予防接種の件であります。これにつきましては、担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

また、発達障害児の件につきましては、先ほども申し上げましたが、再度担当課長のほうからご答弁を申し上げます。

それと、食中毒の予防についての件であります。これについても担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 健康福祉課長松本秀利君。

健康福祉課長（松本秀利君） それでは、4番桐原議員の第2回目の質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、先ほど私のほうの答弁では、平成19年6月現在でございますが、51市町村ということで公費助成をしておるようでございまして、さらに、先ほどの中では64市町村ということで、だんだん多くなっておるようでございます。この肺炎球菌のワクチンについては非常に難しい問題がございまして、接種は1回であると、局所反応のために2回以上はできないと。そのタイミングをいかにするかということは、医師の判断に任せられておるところが大であると考えてございます。これらについては、国の施策、それからその費用対効果等を十分に検討をする必要があるところと考えるところでございます。

それから、2番目の発達障害児、これに対する健診についてでございます。

これらにつきましては、県のほうからマニュアル等も示されたところでございまして、保育所、それから幼稚園、これらと連携をとりまして、常日ごろ接する方、この方々が一番よく顕在する問題点を拾い上げられるということから、特に健診を行わずとも、その中で非常に多くの観察をしていきたいというふうに考えてございまして、これらには約85項目のチェックがございまして、これらにつきましては、当初保育士、それから幼稚園の先生方とこの体制を整えて、チェック項目の確認をします。そういった上で、今度はそこに保健師が出向き、新たにチェックを行うというようなことで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、ここで非常に問題があると思いますのは、保護者の方、これらの方の認識、こ

ういったことにもあろうと存じます。これらにつきましては、法のほうでも保護者の意思を尊重するというので、その保護者の意思を尊重しながら十分に対応できるような体制をつくり上げ、その中で早急にこの体制が整う中でスクリーニング等をして、その早期発見に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） ウォッシュレットの改修でございますが、十分検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 4番桐原健一君。

4番（桐原健一君） 3つの質問をしたわけですが、前向きに検討していただくということによろしいです。

以上で質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） ここで、2時20分まで休憩いたします。

午後 2時10分休憩

午後 2時20分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第5号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。初めに、医療福祉関係から伺います。

4月にスタートした後期高齢者医療制度であります。これがうば捨て山的な制度であると、また、年金問題が解決されない中での保険料天引きで批判が多く、国会でも廃止法案が提出され、参議院で可決されるなど、大変不人気の制度がスタートしたわけですが、その中で、連日のように、マスコミで保険料通知の遅さ、保険証の未着、年金から天引きされる保険料の事務手続ミスなど、スタート当初から混乱ぶりが報道されておりましたが、町民からは、保険証が届かないなどの問い合わせはなかったのか、また、郵送したものが戻ってきたケースはなかったのかをまずお聞きします。

次に、国保連合会での横領事件に関して伺います。

報道によれば約11億円弱が横領され、各国保組合が被害に遭ったわけですが、この事件の解決のため、犯人からの回収は非現実的であり、結局保険料が上がるのではないかと危惧される町民が多くいらっしゃいます。

解決策も報道で示されはしましたが、職員の給与の減額は確実性がありますが、着服のあった3年間に在籍した歴代幹部や処分を受けた4人と、金長町長を初め理事に1億300

万円の負担を求めるとありますが、求めるということでは給与天引きとは違い、確実性に欠ける報道であり、退職したOBも、一部には全額補てんに難色を示していると報道もあり、計画どおりに片がつくという保証が示されていないこと、さらには、町長が国保連合会の副理事長であり、退職された前副町長が、国保連の事実的な組織のトップである常勤の理事を務めていたことに加え、事件に関して事情を聴取する県の国保担当者が、これまた元の副町長であった方で、まさに城里町つながりという妙な因果関係もあり、確実な事件の解決ができるのかが心配する一因であるとも思います。この点について町民に明快に説明すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、行政サービスの向上に関して伺います。

1つは、ふれあいタクシーの件ですが、さきに阿久津議員の質問もありましたので、私からはふれあいタクシーの予約に関して、往復の予約ができることがわからない方がたくさんいらっしゃるようでありまして、帰りの便の予約がわかる方は、あらかじめ予約しておくことで待ち時間の短縮になることをよく周知すべきではないかということですが、このことについて考えを伺います。

予約の30分前ルールからいえば、9時の便で目的地へ行き、仮に役場へ来て、住民票を取り終えたときに時間が9時35分であったとして、帰りの便を予約し、乗れるのが11時になってしまうのが30分ルールであります。役場で各種証明書などを発行してもらうのに、10分もあればおおむね事が足りると思います。10時の便に乗れるように往復で予約すると待ち時間の短縮になるということで、便利に利用できることを周知すべきと考えます。

また、病院などで薬のみを受け取りに行く場合など、ふれあいタクシーを活用している方には、優先的に薬を出していただけるように行政が医療施設に協力を求めていくことも必要ではなからうかと、交通弱者に対するサービス向上と思いますが、民間の医療施設、また町立診療所でも構いませんが、行政がそういうところにふれあいタクシーを活用する方への協力を求めていくことについての考えもあわせて伺います。

また、先ほど阿久津議員さんの質問に対して企画財政課長の答弁がありましたが、民間がサービスとして利用券を配付することは全然問題がないということでありまして。これが仮に、各民間の医療機関がそれに対応して、交通弱者の便宜を図ろうという善意から各医療施設が始めたとして、さて、私の場合はそれができるのかどうか、それを伺いたいと思います。

次に、桂図書館、コミセン内図書室の休館日について伺います。

4月18日に、町からメールで配信されたお知らせを見て驚いたことではありますが、ゴールデンウィーク中、ほとんど図書館が休館してしまうというお知らせの内容でありました。これは利用する立場で考えれば、平日より休日に利用したい施設であると思います。水戸市三の丸にある県立図書館を調べてみると、当然のごとく、土・日、祝日は開館しております。

なぜこのように桂図書館が連休になってしまったのかを見てみますと、城里町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第7条中、(2)の国民の祝日を休館日に規定してあることが原因でありました。これは、県立図書館やコミセン規程を見ても、普通は(1)月曜日、ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日が月曜日の場合は、次の開館日に当たる日という内容にすべきものであったのではないかと思います。いかがでしょうか。それが(1)として月曜日、(2)国民云々と分けてしまったことが問題ではなかろうかと思います。どうなのでしょうかと伺いたいと思います。

また、年末年始の休館日も県立並みに、12月28日から1月4日までではなくて29日から3日までに短縮することはできないものか。また、コミセンは夜10時まで開館しているものでありますから、図書室の利用時間を5時までではなく、県立並みの8時まで開館することができないか伺いたいと思います。

何れにしましても、職員が就業するための施設ではなく、町民が利用し活用する施設であることを優先的に考えるべき施設であること念頭に考えていただきたいと思います。

最後に、入札結果について私なりの疑問点がありまして、伺いたいと思います。

ホームページに掲載された4月の入札結果に疑問があり、考えを聞くものであります。その前に、さきの議会で答弁をいただいた入札に関して、「職員の思惑で指名業者を選定し、入札をスムーズに行えるように誘導していることはない」と信じているが、内部で再度点検をし、透明性のある行政を進めたい」とのことでありましたが、3カ月たった中で、内部の再点検はされたのか。されたのであれば、いつ、どのような形で点検されたのかをまず最初に伺いたいと思います。

さて、4月の入札結果を見て疑問点であります。入札結果表の3番目、コミュニティセンター城里樹木管理業務委託の件であります。これには予定価格が示されておりませんでした。予定価格が示されていなくて、当初予算以上の価格での応札が見られております。今年度の当初予算は168万円が予算化されておりますが、去年は90万円であり、予算的に78万円の増額で、ほぼ倍増でありました。所管職員に聞いたところ、理由としては、保健センター周辺の樹木の剪定と草むしりを、以前は職員がしていたものを忙しくてできないので業者に委託することになったためと説明を受けましたが、企画財政課の説明はそれを否定するもので、何が正しいものかわかりませんでした。

ホームページ上の昨年度の入札結果を見ますと、予定価格がありました。しかし、なぜ今回は予定価格を公表しなかったのか、それがちょっと疑問であります。なぜかといいますと、168万円の当初予算よりもそれをオーバーする応札をしております。当然不調に終わるのではないかなということがわかりつつも、そういう予定価格を示さないのもちょっと変ではないかなということでもあります。

さらには、職員が行えたのであれば、業者に委託するよりも、町にはシルバー人材というものがありますので、そのような方々をお願いをすれば、コストの面でも安くはなっ

たのではないかなということもあわせて考えていただく必要もあるのではないかなということでございます。

次に、城里町桂図書館空調設備保守管理委託の件であります。予定価格が85万円で落札は100%の85万円、1回目の応札が85万円以上で2回目は落札業者以外がすべて辞退、これもちょっと不思議かなと思います。予定を超える応札がなぜあるのか、私を知る限り、予定をオーバーする応札というのはペナルティがあるものと聞いておりますので、私はどうもこの予定価格をオーバーする応札がなぜあるのかなというのが疑問であります。

次のコミュニティセンター城里空調設備保守管理業務委託も同様の内容であります。

次の平成20年度流域公共下水道中継ポンプ施設管理業務であります。予定価格が示されておらず、2回の入札も行われて、不調で終わっております。予算書を見ますと、マンホールポンプ維持管理委託、当初予算111万3,000円の事業の件であるかと推測されますが、1回目でも予算額以下の応札がありましたが、予定価格も示されず、2回目の入札でも、1回目でも最低価格を示した業者が最低価格で応札してありますが、なぜか不調で終わっております。

予算以下であれば、予算をオーバーしているわけではございませんので、不調になるのはなぜなのかということでもあります。考えようによっては、他の業者が最低価格で応札してくれることを期待したのかもしれないという疑いがかかっても仕方がないのではないかと、このように考えられます。そういうことでもありますので、どういうわけかこういうふうにならなくなったのかをお聞きしたいと思います。

次は、高根台地域公共下水道処理施設汚泥引抜事業から、常北青山地区農業集落排水施設汚泥引抜事業の5件の汚泥引抜事業は、3社が落札は8,000円、次点は8,200円、残りは8,500円と、判を押したようになっております。まるで三者の申し合わせがあったように見られますが、町は入札に関して談合を排除する立場にあるわけでありますから、普段からの指導は行っているのか疑問であります。

さきにお聞きした、職員による誘導はないと信じていると町長は言われておりましたが、町長が答弁したとおり再点検が行われたのかを改めてお聞きして、1回目の質問を終わります。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川議員からの一般質問であります。医療福祉に関して2点、これにつきましては、1点目は後期高齢者医療制度がスタートして対象者に混乱が見られるが対応はどうか。特に保険証が届かないとか、戻ったとか、そういうケースはあるのかというふうなことであります。

後期高齢者制度については、4月1日からスタートいたしておまして、高齢者約1,300万人を対象とした制度であります。マスコミ等、また、国会等でも議論になって

おりまして、制度の見直し、調整、そういうものが行われようとしておるところであります。これらについては、やはり私も制度をつくるときにいろいろなシミュレーションが不足していたのかなと、そういうことも思いますし、それらを順次改善しながら進めていかれるものと思っております。

当町におきまして、保険証が届かない、制度に対する不満やPR不足、年金天引きの方法に対する苦情等が、4月20日ごろまでは連日ありましたが、これらにつきましては、保険証については配達証明つきで郵送をいたしました。従来と様式が異なるというふうな保険証のために、気づかない高齢者から「届かない。わからない」との問い合わせがありました。しかし、4月下旬からはほとんど激減をいたしまして、現在はほとんどそれらの問い合わせがなくなってきたと、そういう状況であります。

これにつきましては、後期高齢者医療制度の説明会、こういうものにつきましても、4月に各地区のふれあいサロン等でも開催をいたしましたが、今後の対応につきましては、それら現在の制度の改正、軽減措置、そういうものの動向を見ながら対処をしまいたいと、そういうふう考えております。

次に、国保連の横領事件と保険料が上がるのではないかとということですが、町も保険者であります。保険者等の立場としては、私は今回の事件に対してはまことに遺憾であり、二度とこのような事件が起きないように再発防止をとりながらその補てんに当たるべきというふうに、国保連の中でも言っていました。補てんについては、市町村や保険者の新たな負担を生じないような解決方法ということで、人件費による削減、補てん、そういうものを7年の間に行うということを決めたわけでありまして。

こういう中で、私も国保連の副理事長という立場にあります。理事長以下全員辞任という話もありましたが、辞任したからといたって、責任逃れができるわけでもありませんし、やはり職務を全うしてそれらの解決に当たっていくということが、国保連のほうの側の立場に立てば、私はそういう立場であります。これらについては、元非常勤役員、また、常勤の役職員に対しての補てん約1億300万円ということですが、これらについては、補てんを求めるということでもあります。

しかし、その保証がないのではないかとということですが、これらについては、今後7年の間にその進行状況を理事会に報告をするというような中で、それらを担保していきたいと、そういうふう考えておるわけでありまして。

再発防止対策委員会については、弁護士、公認会計士、保険者、被保険者の代表とそういう者を加えた対策委員会を現在立ち上げて、対応をしておるところであります。

次に、行政サービスの向上についてということで、ふれあいタクシーの利用状況等の問題につきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

それと、図書館、図書室の休館日、利用者の立場からということでございますが、私も議員質問の趣旨には賛成で、今までもそういう形で暫時改善はしてまいりましたが、なお

改善をしなければならぬところがあると思いますが、これについても教育委員会のほうからお答えを申し上げたいと思います。

3番目の入札結果についてであります。これについては、私は職員による談合の誘導とか、そういうものはないと、そういうふうには確信をいたしております。

また、細部のいろいろなケースについてご指摘がございましたが、これらについては、担当課長のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

〔保険課長加倉井一史君登壇〕

保険課長（加倉井一史君） 玉川議員さんの質問にお答えいたします。

届かなかった保険証とか、配達されなかった保険証がどのくらいあるかということなんですけれども、返送された保険証については11通ございました。それと、再発行保険証については55通ございました。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳登壇〕

企画財政課長（阿久津保巳君） 7番玉川議員さんの第1回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、デマンドタクシーの往復の予約ということでありまして、これらにつきましては、町のホームページの城里町デマンド交通ふれあいタクシーの欄にも、ある程度往復の予約が可能というようなことが載っております。それらにつきましては、オペレーションセンターで往復の予約をする場合には、オペレーション受け付けする方が内容を聞き、状況により原則受け付けているというようなことあります。薬だけをもらうような往復の利用については、ある程度予約を受け付けているとのことです。

それで、病院にかかるとか、そういう場合には、その9時の便で行って10時の往復の予約が10時何分に迎えに行けばいいのかがはっきりわからないので、その時点での往復の予約は受け付けていないというようなお話を聞いております。

あとは、医療機関に対しての呼びかけというようなことですが、デマンド交通に対しての理解をしてもらうよう、各医療機関等にも呼びかけていきたいと考えております。

次の質問で、ホームページでの入札結果の公表についてでありますけれども、4月に執行されました入札は、ホームページ上に掲載されております。コンサル業務で10件、役務の提供で8件ほど、これらについては、施設の管理や業務管理上、必要な業務であると考えております。

応札結果や予定価格につきましては、町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程

により、予定価格の公表や入札の経過及び結果を公表しなければならないことになっております。平成19年度までにはコンサル業務、役務の提供につきましては、一部予定価格を公表していない部分があり、これらの結果をホームページ上で公表した結果、ご指摘があったような予定価格が載っていないというようなことであろうかと思っております。

これらの公表につきましては、城里町公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱等がありますので、これらを踏まえ、結果を公表していきたいと思っております。

コミセンの空調管理とか、下水道のポンプ施設の管理業務等、これらについて予算以内であっても不調だというようなお話でありましたけれども、予定価格に見積もりをした結果、予定価格に達しなかったもので不調という扱いになっております。

また、その他工事、汚水処理関係、何件かの入札に関しましてのご質問でありますけれども、書いてある結果というか、羅列してある数字しか言いようがありません。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

〔教育委員会事務局長海野勝美君登壇〕

教育委員会事務局長（海野勝美君） 玉川議員さんにご答弁を申し上げたいと思っております。

図書館の運営につきましては、利用者の立場、これを考慮いたしまして、開館日の増に努力をしているところでございます。

桂図書館におきましては、毎月末日、図書館の整理日ということで休館をしておりました。しかし、隔月実施にしましょうということで、ここでも開館日の増を図っているところでございます。さらに、夏休みの期間中、開館時間を1時間早めて開館をしているというところでございます。これは午前9時から午後6時まで、土曜、日曜につきましては、午後5時までというところでございます。

コミセンの図書室におきましては、夏休み期間中でございますけれども、閉館時間を1時間延長、図書館の業務を行っているところでございます。それから、年2回実施する特別図書整理日の期間を短縮、これらにより利用者のサービスに努めているところでございます。

ご質問の桂図書館の国民の祝日に関する取り扱いでございますけれども、合併時の調整方針の中で協議がされておらず、先送りにされていたということで、整合性が図れなかったのかなというふうに考えているところでございます。そのまま踏襲をされているのかなというふうに考えております。

県立図書館の開館日の増でございますけれども、県立の場合は、職員とボランティア、それから臨時職員等を組み入れて管理体制をしているところから、開館日が多いというふうに見ているところでございます。

それから、年末年始の開館日、さらに図書室の開館の延長等につきましては、県内の公

午後 2時55分休憩

午後 3時08分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

総務課長（田上 勤君） 7番玉川議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいまのデマンド交通関係、ふれあいタクシーの利用券のサービスの件と公選法の関係でございますけれども、公選法第199条の3項、いわゆる寄附行為に抵触する可能性があるというようなことが疑われるところでございます。

また、あわせまして、城里町の政治倫理条例第2条の6号政治活動関係の道義的な批判、これらとの絡みも出てくるのかというふうに感じるところでございます。

議長（鯉淵秀雄君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） ちょっと中断しましたので、私もペースがちょっと狂いまして、ゆっくり質問したいと思います。

まず、第1の後期高齢者問題であります。第1点としては、11通ぐらいが戻ってきたという報告でありましたが、戻ってきたもののその後のてんまつはどうなったんでしょうかということをもまず聞きたいと思えます。戻ってきたままでは困るのではないかなと思えますので。

それから、後期高齢者の保険料の問題であります。その通知の遅さということでちょっと発言をしましたが、町からのお知らせ版にも、今回そういうお知らせが入っておりまして、なかなか複雑だなと思えます。その中でちょっと問題ではないかなというのは、テレビなどでもよく取り上げられておりますが、月額1万5,000円未満の年金受給者の方、または無年金の方、これは天引きではなく直接納付するみたいであります。これの方が仮に1年間未納をしますと、保険証を取り上げることになっていると。これが以前の国保であれば、町が、悪質でなければそれなりの事情を見ながら保険証を取り上げることはなかった。しかし、連合会ということになりますと、だれが責任をとるということが明確ではないということで、市町村で事情を勘案していたことが一律取り上げになってしまうのではないかなという指摘がありました。

それほど所得が少ない方からそれなりの保険料をとるということは、考え方によりますと、生活保護になったほうがいいのではないかなという考えが出てしまうおそれがあるのではないかな。そういうことを考えますと、これらの弱者の方には子供たちにマル特をしているように、町には公共施設整備基金というものがありまして、福祉に使えるわけでございます。ですから、これらの方の保険料を町が新しく制度をつくりまして、何らかの補助をつくることのできないかということも考えていただきたいと思いますし、町長の現時点

での考えをお聞きしたいと思います。

それから、4月下旬以降は別に問い合わせはないというお話がありました。私がなぜこの話を聞くのかということではありますが、今月初めのことではありますが、うちにいらした高齢者の方が、保険証がないんだという話で、よくよく持ち物を拝見させていただくと、後期高齢者保険証を持っているんです。持っていないと言うんです。これは、その方によくよく聞きますと、以前の国民健康保険証、名刺大の大きさですね。これが届かないんだと、だからないんだと窓口でおっしゃるんです。ですから、今そういう問い合わせは来ていないというのは、私は逆に考えると、そういうことに気づかない高齢者だけの世帯の方、または独居老人というか高齢者の方が、そういう物を申すことができないような方が取り残されている可能性があると思います。そこにちょっと問題があるのかなと。

ただ、問い合わせをしてくれる方はまだいいです。問い合わせもできない、そういう手法を知らない方が多くいらっしゃるのではないかとということで、そういう機会がありましたら、町のほうで点検をしていただくことが必要ではないかと思しますので、担当課のほうでは、よろしくその点に留意をしていただければと思いますので、お願いを申し上げておきたいと思います。

それから、国保連合会の件ではありますが、新聞に書いてあったとおり、OBの方とかという負担が、もう1,000万円も負担しなくてはいけないような方もいらっしゃるということで、実際、これをやめてしまった方が全額補てんは、ちょっと難色を示すのはごくごく当然かなということで、本当にこれができるのかという心配があるわけでございます。町長初め歴代役員の方も、どのぐらいの負担をされるのかということも公表されておりません。

それで、その解決を7年間でやっていくんだということで、途中途中理事会に報告をされるという発言がありました。ただ、理事会の中ではそういう報告を受けてわかるんでしょうけれども、一般の我々町民はわからない。その点を一般の方々にも報告をしていく考えが、国保連合会としてあるのかなのか。もしあれば我々にも公表していただきたいと思えます。

また、町民の保険料が上がらないということを明確に町民の方にお知らせをしていただければ、町民の方も安心するのではないかなということで、それを強く要望するものでございます。

次に、行政サービスの件ではありますが、ふれあいタクシーの件で、先ほど私が聞いたのは、民間の医療機関、商店街で出すことは可能だと。ただ、私の場合は議員ということも兼ね備えていますので、ただ民間がすべてそういう趣旨に沿って行った場合はどうなのかということで、私も難しい問題かなと思えますが、私が批判を受けても出さなければ事は足りるというような結論でありますので、私は出さないことにしようということであれば問題ないのかなと。疑われるということであって、だめだとはおっしゃっていただけ

ないので、出したい気持ちはあるんですが、出さないほうが無難かなということで、わかりました。

それから、往復の予約ができるということは、私も調べてわかったんです。ただ、町の行政のホームページを、ふれあいタクシーというところをクリックするには案内がなく、私もこの間、初めてクリックしてみました。ほかのところはクリックしているんですけども、ただ、ふれあいタクシーというだけであって、それをクリックすると中身が出てくるということを私も知りませんでした。調べてみますと、確かに往復の予約ができるということが書いてありました。

ただ、私のところで個人的な事情で申しますと、ほんの短い時間で事が足りる。患者さんがいわくは、最初から私、予約してお願いしたらどうなんですかと言った覚えはあるんですけども、オペレーターの方にだめだと言われているというようなことを聞いておりましたので、それは不便だろうということで申し上げたわけでありまして、ですから、オペレーターの方も突然のキャンセルというのはできるはずですし、9時の便に乗って、10時の便というのは10時に来ていただけるというふうに利用者は考えているわけでありまして、10時20分に乗りたいという方はいらっしゃらないと思います。ただ、10時には来なくても10時前から待っていると。10時5分に来て、その人がちょっとおくれて10時10分だったらバスは行ってしまうと。そういうふうな考え方でいけば、オペレーターの方が別に問題はないんだろうと、突然のキャンセルもあるわけでありまして。ただ、そういうことも含めて1時間以上も余計に待つ必要はないだろうと。

ですから、交通弱者が利用するわけでありまして、大体が病院とかそういうところであろうと思います。ですから、予約がはっきりわかっていて、時間的にそういうことも可能であれば、帰りの便もオペレーターの方が声をかけてあげるといった必要もあるんじゃないか。一律どうのこうの、病院に行くからだめだとかそうではなくて、どのぐらい時間がかかってどのぐらいで終わるんですかと。そういうこともサービスの一環ではないかなと思いますので、要求したいと思ひますし、そのようにしていただくことが普通ではないかと思ひます。

それから、年間通して土・日、祝日は休みだということではありますが、前回、私質問を差し上げましたけれども、土・日の運行を希望する方もいらっしゃるということ、今後念頭に置いていただきたいと思ひます。企画財政課のほうで1日平均70名を想定しての予算、町の負担額は1,600万円、これが1,600万円の根拠でありましたけれども、これを今超えている状況であります。さらにふえていくだろうということを考えれば、今の3台の配車で間に合うのかと。認可は4台認可を受けているということでありまして、4台の運行も可能だということだと思ひます。車載機を買う必要はあるでしょうけれども、そういうことを考えていって、増車も考えていただきたい。それから、土・日も今後は考えていただきたいと思ひますので、それなりの検討をお願いしたいと思ひます。

続いて、図書館の問題であります。答弁では、条例の見直しをしていただけるというふうに理解しましたが、それでよろしいのか。この条例を規定したときにちょっと誤りがあったように私は思ったわけですが、そのように答弁として聞こえたので、条例を見直すという考えで、県立並みの月曜日、ただし云々という形につながるものだと思いますが、そういうふうになれば、祝日は開館していただけるということでもありますので、それをちょっと確認したいと思います。条例の見直しをするのかということです。

それから、ホームページということでもありますけれども、桂図書館をクリックしました。それで、出てきた画面がこれなんですけれども、ただ、開館時間10時から6時、土・日は10時から5時、その下に休館日、毎週月曜、祝日、年末年始ということで、休日ということが問題であるということでもあります。詳しくは図書館カレンダーをごらんくださいと書いてあります。それで、クリックしても表示がされません。ここを何とか問題解決をしていただきたい。開館日を確認しようとして、ここには書いてあるんですけども、詳しくは図書館カレンダーをご参照くださいとありながら、クリックすると内容がない。表示する内容がありませんと出てしまうので、このホームページの見直しを図っていただきたいと思います。

それから、入札に進みたいと思いますが、町長は「職員が誘導するようなことはない」と信じております」ということで答弁が終わっていますが、私は点検をしたのかどうかということで、前回、私の質問に対して「点検をしていく」という答弁がありましたので、3カ月たちましたが、その間に点検をされたのかというふうな質問をしておりますので、その答弁をいただきたい。抜かさずしていただきたい。したのかしないのかであります。していなければ、まだしていませんで結構であります。

それから予定価格、なくて云々ということでもあります。私の質問の趣旨と企画財政課長の答弁がちょっとかみ合わないような気がします。予定価格を示さないで、2回も入札を行って、不調だと。私が見る限りは、多分私が申し上げたとおり、この予算でいいんだらうと。111万3,000円の予算の範囲であるわけですね。町としては111万3,000円の予算を組んでいるわけで、それ以上であれば当然不調であります。なぜ示さないのか、2回も入札させて。私が危惧しているのは、先ほども申し上げましたが、例えばだれかの意思によって、この業者ではということの不調にもできるのではないかなと、そういう疑いをもたれるのではないかなということをお心配しております。

ですから、予算が111万3,000円ということでもありますから、それ以下に当然見積もりは、予定価格は出されるんでしょう。ですから、当然必要な事業であるのであれば、事業を行ってもらわなくてはいけないわけです。であれば、最初から必要な経費を積算して、予定価格を示して、それで応札してもらえればいいのではないかと。それで、業者さんが、いや、この予定価格では最初から辞退せざるを得ないということであればそれで事は足りると。そのときに町も見直せばいいのではないかと。2回も入札させておいてというのはどう

なのかなと、私はちょっと疑問であります。なぜそういうふうな複雑なことをさせるのか。我々素人と申しますか、入札になれていない者として、皆さんホームページを見るわけです。私が思うような疑問を町民も持たれると思うので、役場としてはいろいろな事情があるでしょうけれども、なぜそういうことができないのか。疑問と思わないのがおかしいのではないかなと思いますので、そういう質問をしております。

それから、汚泥の引き抜きであります。三者が判を押したような数字を並べていると。それに対して、それは示された数字だから町が何とも言えないというのは当たり前のことでありますが、そういうことも含めて、入札される方には談合のないように普段から行政が指導をしなくてはいけない立場であるということを考えれば、普段からそういう指導をしておけば、ちょっと変だよねという話もできるのではないかなと思います。ですから、そういう指導を普段からしているのかなということ聞いております。当然、出された金額に対して町がどうのこうの言えるとは思いませんけれども、ただ、感想は言えるだろうということでもあります。

それから、事業の必要性と経費削減ということを考えていただきたいということですが、コミセンの樹木の剪定68万円の増というのはかなり大きな金額、そもそも職員がされていたということなので、シルバー人材の活用も考えて、それも剪定と草むしりをするなどは言っていません。ですから、今までどおり業者さんに任せたものは業者さんに見積もってもらって応札をしていただければいいのかな。今まで職員さんがしていたものは、財政を考えれば本来は職員さんにしていただきたい。庁舎の掃除にしても業者に任せていますが、矢祭町なんかを見ますと職員がやっております。最近はそういうところがふえております。普通は自分の職場であれば、ちょこちょこつとやればいいんだろーと思ひますし、これは強要はできませんけれども、小学校なんかでもPTAで奉仕作業として草むしりを行います。であれば、68万円ぐらいの草むしり、剪定を全員でちょこつと、年に1回か2回奉仕してもいいのではないかなと考えれば、この予算を68万円安易につけなくてもよかったのではないかなと、私はそういうふうに思ひます。財政難財政難と言いつつ、職員が楽ができるように予算を組んでしまっていると見られてもおかしくはない。一般の町民はそういうに見ているということ肝に銘じて、答弁をお願いしたいと思ひます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） 玉川議員からの2回目の質問であります。第1点目、医療福祉に関してということで、後期高齢者の11通の戻りのてんまつと保険証の問題については、担当課長よりご答弁申し上げたいと思ひます。

それから、低所得者に対する何か補てんといひますか、援助といひますか、補助といひますか、そういう制度ができないのかというご意見であります。年金が低年金の者に対しては、私もちょっと下の線引きが低いのではないかと、そういうことで、先日アンケートが来て、町村官房長官にはそこらのところはよく書いて出しました。しかし、町独自の

これらの保険の補てんをしていくということになれば、東海村等では国民健康保険なんかにもかなりの補助を出しているということで、市町村間のそういう財政を飛び越えたいいろいろな問題が出てきて、こっこの町にはそういう制度がある、こっこの市にはそういう制度、そして、一本化の中で運営していかなければならないということでは、私はこれはちょっと不可能ではないかと思っております。総体的な線引きの引き上げといえますか、そういうものを国に要望をしながらやっていくということで、それぞれの自治体の中で財政に余裕のある団体は、国に拠出してもらい、線引きの引き上げをしないと私はかえってアンバランスなのではないかと、そういうふうに思っております。

それと、国保連の非常勤と退職者の補てんの問題であります。退職者については、役付職員3年間に在職した者については補てんを求めると。それから、非常勤の者については18人理事監事がありますが、これについては3年間さかのぼって補てんをしてもらうということで、これは報酬年間予算でいくと108万円です。それから、今後は債務が終わるまで7年間は無報酬でやるということですので、非常勤の者は大体700万円ぐらいにはなると、そういうふうになるわけでありまして。

それから、ふれあいタクシーの件であります。運転手の教育等についても、復路の予約、そういうものができるような、もう少しいろいろな面をかえって乗客をふやすようなサービスになるような教育をしてまいりたいと考えております。

土・日の運行については、もう少し経過を見ていかなければそこまではできないと、そういうふうに現在の状況では考えておるところであります。

次に、図書館の件なんです。月曜、祝日、確かに休みが多いと。私も休みが多いとしばしば指摘をしてきました。そういう中で、月曜が休みで祝日に重なったようなときは次の火曜日が休みである。それを今度は休まないというような形で進めていきたいと、そういうふうに考えておるわけです。ですから、月曜、火曜と休まないというような形で運営をしてまいりたいと思います。

ホームページのカレンダーなんです。私も前からずっと何回も見ていますが、この間、玉川議員から質問があったとき、私も見たんです。そうしたら出てないものですから、これはどうしたと。そうしたら、直ったという報告があったんですが、その辺は教育委員会のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

それから、入札の問題であります。点検の問題ですが、私のほうへ直接報告はありませんでしたが、審査会で十分いろいろな角度から入札の委員会の中で検討をされてきたということであります。

あとは細部の入札の方法とか記載の問題、そういうものについては担当課長のほうからご答弁申し上げたいと思います。

議長（鯉淵秀雄君） 保険課長加倉井一史君。

保険課長（加倉井一史君） 玉川議員さんの再質問についてお答えいたします。

保険証が届かなかった11通の件でございますが、現在は全員に届いております。また、保険証を持っていても持っていないというような方がおると聞きましたけれども、名刺大からはがき大になりましたものですから、なかなか高齢者の方は気がつかないということで、病院からの直接の問い合わせ等がありまして、そのときには保険証番号を保険課のほうから答えている状況でございます。

また、低所得者の保険料の軽減についてという質問でございますが、現在、厚生労働省や与野党間で、保険料軽減について、現在7割軽減ですけれども、それを9割軽減に拡充するというような制度改正の動きがございますから、国の動向を考慮しながら住民へ対応していきたいと思っております。

また、保険料を滞納すると、というご質問でございますが、特別な理由もなく保険料を滞納した場合には、短期の被保険者証が交付されると思います。対応については、茨城県全体の広域連合の対応になるものですから、そちらのほうと検討しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 玉川議員さんの2回目の質問にご答弁したいと思っております。

一部予定価格が公表されていなかった部分については、4月の結果を見てそういうふうに使われたのだと思いますが、今後の公表等につきましては、十分検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、予定価格の公表であります。平成19年度までにも予定価格を公表していない部分というのが役務の業務、コンサル業務に一部がありましたので、平成20年度、これからは、十分中を精査しまして、公表の方向で検討していきたいと思っております。

また、コミセンの樹木管理の件でありますけれども、今後、業務内容等の精査を十分にいたしまして、予算編成に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 教育委員会事務局長海野勝美君。

教育委員会事務局長（海野勝美君） 玉川議員さんにご答弁申し上げます。

図書館の休館日につきましては、結論的なものは町長が申し上げたところでございますが、条例ではございませんので、規則の中で十分検討させていただきたいと思っております。

それから、ホームページの件でございますが、これは玉川議員さんが見られたときはアップ中でありまして、4日の午後には見られるような状況になっていると思っております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） それでは、3回目をしたいと思います。

後期高齢者の件であります。町長は町独自の低所得者に対する補助を町がするのはどうかと、国がすべきではないかなという話がありましたけれども、国がそこを切っているような制度をつくっているわけです。国には期待ができないのではないかと。そこで、私は負担する保険料はそんなに多くはないだろうと思います。それを考えたときに、全額町がそれを見てあげても大した金額にはならないだろうと私は推測します。

先ほども申し上げましたけれども、子どもたちには町として町単独の事業をいただいている。医療福祉ですね。それから比べたら、児童福祉という言葉があってなぜ高齢者福祉がないんだということを考えますと、そのぐらひは。国が切り捨てを始めてしまったので、このような問題が起きているわけです。選挙をやっても自民党が負けるような、国民の怒りが大変渦巻いているような制度でありますから、国がどうしてもそこを改めないうちは、町が少し保険料を肩がわりしてあげてもよろしいのではないかなと、私はそのように思うんで、そういう方向で期待をしたいと思います。

それから、図書館の件であります。月曜、火曜が連休にならないように考えたいということですが、明確に祝日が休館日に規定されていることを改める必要があるのではないかなと、そのことなんですけれども、条例施行規則ということで、私は条例と申し上げましたけれども、規則に書いてあります。ここにも、ホームページを印刷したときには、月曜、祝日と載っているんです。この祝日を、例えば県立図書館並みに祝日は休館日にしないと。ただ、月曜日と祝日が重なったときは、月曜日を開館して火曜日を休館するというのが普通だということですので、誤解のないようにしていただきたい。私が確認したのは、桂図書館の施行規則の中で、祝日が休館日になっているのは変だということで、これを改めるべきだろうということですので、再確認をしたいと思います。

それから、カレンダーが表示されるようになったのは4日の午後ということで、私が印刷したのは3日なので、それは了解しました。

それから、入札結果で、担当者からいろいろ検討している話を聞いたということですが、私が町長に期待をしたのは、再点検をして透明性を図っていくということをお答えいただいたものでありますから、私は町長が再点検をするようにという号令をしていただけたかどうかということで、今の答弁を聞いておりますと、していないのかなということで、残念でありました。

それから、新しい制度を町がつくろうということに、どうしても横並びを考えるのはいかがなものかなと私は思います。過去に子どもたちの医療福祉、これを県内初めてではありませんでしたけれども、郡内では初めてだということをやっていただいたということは、画期的なことであったと思います。それから比べれば、今回のことは時限的なものもあるだろうと思いますし、国のほうで制度を改めるという方向でありますから、その間の問題

で、その間は町が負担をしてあげてもいいんじゃないかなと思います。

なぜかといいますと、どうしても先ほどの答弁、私の質問ではございませんが、例えば5歳児健診のことでありますけれども、発達障害に対して、私は3回ほど質問しました。そのときに、今回の町長答弁と同じように、保育園、幼稚園等で見ながら判断するという話もありましたけれども、そのとき私は聞きました。在宅の子どもはどうするんだと。そういう考え方が町長ちょっと欠落しているんじゃないかと。在宅でいる子どもはどうするんだ。そもそもちょっと障害があれば、在宅になってしまうんじゃないかなと。どうしても保育園とかではちょっと大変だということになれば、在宅になってしまうような可能性が高いと私は思うから、5歳児健診をやってもいいんじゃないかなという発言をしました。そうしますと、5歳児健診に集まるのは大した人数ではないから、やるだけ無駄だというように当時答弁をいただいた、大変残念なことでありましたけれども。

さらには、3歳児健診をしておりましても、私、健診していて気がつくことがあります。この子はちょっと変だなと。ただ3歳児健診をしていながら、歯科医師がそこをチェックするようなことができないんです。気がついた人がチェックできるような健診制度にもすべきではないかなと。例えば私が気がついた子どもは、町のほうでもたまたま把握をしていたということがありますが、3歳児健診でもわかるときがあるんです。私も医療関係者なんでこの子は変だと。ただ、私が発見したとしても、記録をするような健診態勢になっていないということのを少し考えていただければ、発達障害に対する町の制度は向上するんじゃないかなと。5歳児が無理でも3歳児、みんなで発見していくということが先決だと思います。早期発見が一番いいということを考えれば、そういう方向で考えていただきたい。

横並び主義ではちょっと困るということを希望しまして、質問を終了いたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長。

町長（金長義郎君） 再度の後期高齢者の医療制度の補てんといいますか、それにつきましては、やはり茨城県の広域連合というふうな組織でもってやっておるわけですから、私はもしやるとすれば国が底上げをやらなければ、そういう広域連合の中で拠出金なりなんなりでやっていくべきだと思っております。個々のことでは、やはり広域連合の中で、それぞれの対応が違ってくるといことはいかなものかというふうに思っております。

それから、図書館の件ですが、これは先ほど事務局のほうからも申し上げましたように、施行規則でありますので、規則を改正をいたしまして、月曜日が例えば海の日に当たった場合には、月曜日は開いて火曜日に休むということで、連休にならないような方法で検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

次に、談合の誘導の問題であります。これについては、私のほうでも、入札の審査委員会に厳重にそういうのを点検するようにということで指示はしてあります。結論的な返

事はまだなかったものですからあいまいな返事になりました。

私は、官製談合とかそういう問題については、平成17年2月に、いわゆる水戸地裁の検察の冒頭陳述にあったようなそういう町にしたいと、そういう思いがいつもあります。十分に気をつけながら対処してまいりたい、そういうふうに考えておるところであります。

それから、在宅の問題は、これは先ほどの桐原議員のご質問の中での話かと思えます。幼稚園とか保育園の対応で、担当課といろいろな話をしましたがでは個別はどうするのか、通っていない人はと。それについては特別個別に対応していくと、そういうことありますので、そういう方法で対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。横並びとかそういう意味ではありません。

以上であります。

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後 3時46分休憩

午後 3時55分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす11日とあさって12日は休会といたします。

次の会議は、13日金曜日、午後2時に本議場において開会し、議案質疑から入りますので、時間厳守の上、ご参集ください。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時57分散会

第 2 日 6 月 1 3 日 (金 曜 日) 本 会 議

平成20年第2回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成20年6月13日 午後2時02分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

教 育 長	三 村 亮 一
総 務 課 長	田 上 勤
企 画 財 政 課 長	阿久津 保 巳
税 務 課 長	山 口 充 彦
町 民 課 長	横 田 栄 子
保 険 課 長	加倉井 一 史
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	田 口 喜 一
都 市 建 設 課 長	栗 林 俊 一
下 水 道 課 長	高 橋 洋 造
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	川 又 重 光
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿久津 道 男
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	三 村 主
局 長 補 佐	小 林 恵 子
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成20年6月13日(金曜日)

午後 2時00分開議

- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて(城里町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて(城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて(城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて(平成19年度城里町一般会計補正予算第5号)
- 日程第7 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて(平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号)

- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分第 6 号の承認を求めることについて（平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 9 承認第 7 号 専決処分第 7 号の承認を求めることについて（平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算第 4 号）
- 日程第10 承認第 8 号 専決処分第 8 号の承認を求めることについて（平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号）
- 日程第11 議案第37号 城里町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第39号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第40号 字の区域の変更について
- 日程第15 議案第41号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第16 議案第42号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第17 議案第43号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第20 陳情第 3 号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書
- 日程第21 報告第11号 城里町地域福祉計画書
- 日程第22 報告第12号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第23 報告第13号 城里町健康づくり推進協議会規則の一部を改正する規則
- 日程第24 報告第14号 城里町健康診査等実費徴収規則の一部を改正する規則
- 日程第25 報告第15号 平成19年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第26 報告第16号 平成19年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第27 報告第17号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第28 報告第18号 平成19年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第29 報告第19号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第 1 号
- 承認第 2 号
- 承認第 3 号
- 承認第 4 号
- 承認第 5 号

承認第 6 号
承認第 7 号
承認第 8 号
議案第 37 号
議案第 38 号
議案第 39 号
議案第 40 号
議案第 41 号
議案第 42 号
議案第 43 号
陳情第 3 号
報告第 11 号
報告第 12 号
報告第 13 号
報告第 14 号
報告第 15 号
報告第 16 号
報告第 17 号
報告第 18 号
報告第 19 号

午後 2 時 0 2 分開議

議員の出欠

議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は 18 名です。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席をしております。
傍聴人 4 名を許可いたしました。

承認第 1 号 専決処分第 1 号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正

する条例)

議長(鯉淵秀雄君) 本日は議案質疑から入ります。

初めに、承認第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長(鯉淵秀雄君) 質疑なしと認めます。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて(城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

議長(鯉淵秀雄君) 次に、承認第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長(鯉淵秀雄君) 質疑なしと認めます。

承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて(城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議長(鯉淵秀雄君) 次に、承認第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長(鯉淵秀雄君) 質疑なしと認めます。

承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて(平成19年度城里町一般会計補正予算第5号)

議長(鯉淵秀雄君) 次に、承認第4号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長(鯉淵秀雄君) 質疑なしと認めます。

承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて(平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号)

議長(鯉淵秀雄君) 次に、承認第5号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長(鯉淵秀雄君) 質疑なしと認めます。

承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算第5号）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第6号について質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第7号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第8号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第37号 城里町監査委員条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第38号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第39号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第40号 字の区域の変更について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第41号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

議長（鯉淵秀雄君） これより討論に入ります。

承認第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第4号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第5号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第6号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第8号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第38号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第39号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

議長（鯉淵秀雄君） これより採決に入ります。

承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成19年度城里町一般会計補正予算第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第37号 城里町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第38号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第39号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第40号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第41号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第42号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第43号 平成20年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書

議長（鯉淵秀雄君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

陳情第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書を議題といたします。

本案は去る6月10日、所管の教育民生常任委員会へ付託されたものであります。教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

8番教育民生常任委員会委員長南條 治君。

〔教育民生常任委員長南條 治君登壇〕

教育民生常任委員長（南條 治君） 教育民生常任委員会を代表し、6月10日に付託されました陳情第3号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める陳情書の審査結果についてご報告いたします。

6月10日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。その結果、後期高齢者医療制度は本年4月より施行され、現在、国において廃止法案、また、見直し案等が審議されている状況であり、本委員会においても慎重に審議するため、陳情第3号は閉会中の継続審査とすることにいたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

陳情第3号は、教育民生常任委員会委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情3号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第11号 城里町地域福祉計画書

報告第12号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

報告第13号 城里町健康づくり推進協議会規則の一部を改正する規則

報告第14号 城里町健康診査等実費徴収規則の一部を改正する規則

報告第15号 平成19年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書

報告第16号 平成19年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第17号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

報告第18号 平成19年度城里町水道事業会計予算繰越計算書

報告第19号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第21、報告第11号ないし日程第29、報告第19号については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

議長（鯉淵秀雄君） 平成20年第2回の定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

去る6月10日より開催されました本定例議会におきまして、執行部よりご提案を申し上げます全議案につきまして可決をいただき、まことにありがとうございました。

今定例議会におきまして、一般質問の5名の議員各位、また、議案等を通じまして、議員各位からいろいろなご意見やご提言等をいただきましたが、これらを十分に踏まえながら、平成20年度の予算執行に当たってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろ

しくお願いをいたします。

議員各位におかれましては、梅雨時期の大変天候不順なときでありますから、どうか健康に十分ご留意の上、なお一層のご活躍を心からご祈念を申し上げまして、御礼と閉会に当たりますのごあいさつにかえさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 以上をもちまして、平成20年第2回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時21分閉会